

令和 3 年（ネ）第 605 号新安保法制違憲国家賠償請求訴訟事件

控訴人 築城昭平ほか

被控訴人 国

最終準備書面

令和 5 年 2 月 20 日

福岡高等裁判所第 1 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚



同 福 崎 博 孝



同 森 永 正



同 中 村 尚 志



同 有 馬 理



同 今 井 一 成



同 伊 藤 岳



同 山 本 真 邦



同 青 野 悠



同 増 崎 勇 太



同 福 崎 龍



他

内容

第 1 はじめに	2
第 2 新安保法制法が違憲であることが明白であること	10
第 3 新安保法制法制定手続の異常さ	16
第 4 新安保法制法の内在的危険の現れ・具体的危険性について	19
第 5 戦争の危険性（巻き込まれ）について	22
第 6 平和的生存権について	27
第 7 人格権について	32
第 8 憲法改正決定権について	40
第 9 控訴人らの個別の権利侵害について	47
第 10 違憲性の判断枠組みについて	56
第 11 裁判所の役割—違憲判断の許容性と必要性—	62
第 12 おわりに	67

第 1 はじめに

福岡高等裁判所第 1 民事部 裁判官どの

控訴人（原告）及び代理人弁護士一同より

令和 4 年 1 月 17 日付西日本新聞はご覧になられましたか。「反撃

能力保有 閣議決定」、「安保 3 文書」、「防衛費 5 年で 4 3 兆円」、「長距離ミサイル 26 年度配備へ」、「軍拡の恐れ 熟議なく」という言葉が踊っています（この日のその他の新聞も同様の記事が氾濫しています。）。

さらにはその 1か月後、令和 5 年 1 月 15 日付西日本新聞はご覧になりましたか。「日米 反撃能力連携強化（首脳会談）」、「同盟 歴史的転換へ岐路」、「米、日本の防衛関与を明言」、「安保戦略 軍事力に依存」という言葉が追い打ちをかけています。

令和 4 年 1 月 1 日の口頭弁論で証言していただいた半田滋証人が、（平成 27 年 9 月の新安保法制法成立以降に）最も恐れていた「戦争を可能とする最終段階」が、ついにやってきたのではないか（以下、半田滋証人の当法廷での証言を「半田証言」と略します。甲 B 1 4 4 参照）。

日本の国民は気が付いているのでしょうか、これで台湾有事、朝鮮有事の際の、米軍への参戦の“自衛隊の準備”が整ってしまったことを。

しかし、安倍内閣による新安保法制法案の閣議決定（平成 26 年 7 月）から、岸田内閣による反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の閣議決定（令和 4 年 1 月），バイデン米大統領との共同声明（令和 5 年 1 月 1 3 日）までの 8 年 6 か月余の期間、行政部門（官僚）は、暴走する政治部門（政治家）を押し止めようとしないどころか、政府与党の意のままに最大の協力をしてきました（この間、行政部門（官僚）は、これから起ころうとしている事態を回避するための外交交渉など本来為すべきことを何もやっていないのです。）。

そして、その後のわが国の憲法（特に 9 条）に反する安全保障政策は、この度の「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有と、それを前提とする「日米の連携強化」によって、わが国がいつでも、“中国・北朝鮮

と米国の間の戦争”に、参戦することが可能となってしまったのです。すなわち、わが国の憲法体制は最後の破壊の危機にさらされていることになります。

政治部門（政治家）の劣化や行政部門（官僚）の質の低下は、以前から言われてきたことではありますが、いささか目に余ります。日本という国に生活すること自体に息苦しさと腹立たしさを感じます。

やはり、私たち国民は、自らの質のレベルに相応しい政治部門しか持ちえないようです。また、劣化した政治部門（政治家）と対応する行政部門（官僚）も、それに相応してその質を落としてしまって、ということなのかもしれません。何とも悲しいことです。

もっとも私たちは、わが国の司法部門（裁判官）は、そこまで劣化し質が低下しているとは思っていません。しかしそれでも、平成28年に全国22の地方裁判所で、25の新安保法制違憲訴訟を訴え提起しましたが、すべての裁判所が憲法判断を回避しています（なお、これらの裁判はいまも、その一部を除きほぼすべてが高等裁判所、最高裁判所に係属しています。）。

言うまでもなく、この裁判では、原告を勝たせる（原告が勝つ）、原告を負けさせる（原告が負ける）等ということが重要なのではなく、裁判所が、“新安保法制法が合憲なのか、それとも、違憲なのか”を判断することが重要な裁判なのです。

日本のどこかの裁判所が、わが国政府与党による政治部門と行政部門の暴走にストップをかけなければ、すべての国民がこの暴走を許してしまったことになってしまいます。

もちろん、違憲判決をもらうだけで、この暴走を完全に止めることができるとは思っていませんが、わずか一つの裁判所が新安保法制法の違憲性を判断するだけで、少なくとも多くの国民に対しては、もう一度

“考え方の機会”をあたえることになるのではないでしょか。

これから述べさせていただくとおり、わが国の自衛隊は、安倍内閣の閣議決定と新安保法制法の成立によって「集団的自衛権」と、外国での「武器使用権限」を手に入れ、そして、この度、岸田内閣の閣議決定によって「反撃能力（敵基地攻撃能力）」すなわち「事実上の先制攻撃能力」をも獲得し、日米で連携してそれを行使することができるようになってしまったのです。

そもそも、死地に赴くかもしれない自衛隊員がそのようなものを望むはずもありません。それを強く熱望したのは、安全地帯に安穏とする「劣化した政治部門（政治家）」と、「質の低下した行政部門（官僚）」だけなのです。

その劣化の波が司法部門（裁判官）にも及んでいるのでしょうか。しかし、私たち原告と代理人弁護士は、司法部門がそこまで劣化し質を落としているとは思っていませんし、そう思いたくもないのです。

福岡高等裁判所第1民事部の皆さんも、その司法部門の一翼を担っておられることからすれば、ここでこそ、眞の意味での司法の役割を果たして欲しいと心から思っています。

もう既にご理解いただいているとは思いますが、福岡高等裁判所第1民事部の皆さんには、この準備書面において、ぜひもう一度ご認識いただきたい点を、再度、簡単に述べさせていただきます。

（1）自衛隊はその創設時から憲法9条等に違反しないのかが議論され、従来の政府は、（1）「集団的自衛権行使の禁止」、（2）「海外派兵の禁止・海外における武力行使の禁止」、（3）「海外での自衛隊の武器使用を自己保存目的に限定」という厳しい制限等の下に、「“専守防衛”に

限定された“必要最小限の実力組織”（自衛隊）として、その合憲性を何とか説明してきたのです。

すなわち、自衛隊は、その限定した厳しい制限等の範囲内においてはじめて、「軍隊ではない。」「自衛隊である。」とされ、そのことによって、憲法上もその存在が許されるとされてきたのです。

(2) しかし、平成27年9月、安倍内閣において成立した新安保法制法は、それまでの政府が許していなかった「集団的自衛権」を許容し、これまで許されていなかった「後方支援活動」が拡大されて認められ、しかも、艦船等を含めた「武器防護」をも認める内容となっていることから、ほとんどの憲法学者が違憲であると判断し、また、そのほとんどの国民がこれに反対していたのです(多くの裁判官の皆さんも国民として同様の考えをもっていたはずです。)。

本来であれば、新安保法制法は、憲法を改正しなければその存在が許されない法律なのですが、それでもなお、安倍内閣は、新安保法制法で集団的自衛権等を認めることにし、その安保法制施策をまい進させてきました。

しかしそれでも、わが国政府は、いまだに、「自衛隊は専守防衛のみに専心するものである。」などとの詭弁を弄してきました。

(3) さらにその後は、安倍内閣、菅内閣において、その詭弁性を裏付けるかのように、敵基地攻撃が可能となる防衛装備品を取りそろえ、着々と、来るべき米軍との共同軍事行動（台湾有事、朝鮮有事）の準備をしてきたのです。例えば、「いずも」型護衛艦の攻撃型空母への変質、長距離巡航ミサイルの取得等のスタンド・オフ防衛能力の強化、長距離巡航ミサイルを搭載したF35A・F35B戦闘機の長距離戦

略爆撃機への変質などがそれにあたります。

その間、いずれの内閣も、米国に追従（ついしょう）して防衛装備品を爆買いし、また、沖縄県など南西諸島での戦闘態勢を整える準備を実施するのみで、中国や北朝鮮などとの建設的な話し合いや協議をしてきた形跡は見られません。

(4) そしてついに、岸田内閣による反撃能力（敵基地攻撃能力）の閣議決定と、それに基づく米国との連携強化の共同声明なのです。すなわち、令和4年12月16日、岸田内閣はその閣議決定において、国家安全保障戦略・防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画の3文書（以下「3文書」といいます。）を改訂し、反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有することを決め、その後令和5年1月13日、訪米した岸田首相がバイデン大統領と会談し、「日米間での反撃能力連携強化」の共同声明を発しているのです。

安倍内閣が新安保法制法を成立させ、その後、同内閣と菅内閣が防衛装備品を買いそろえながら、その新安保法制を着々と現実の存在としてきたのですが、その「最後のフィナーレ」が「“反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有”であり、“日米での反撃能力連携強化”」だった、ということなのです。これで、これまで米国から購入してきた防衛装備品の積極的使用が可能となり、わが国も晴れて（？）米国とともに中国、北朝鮮と戦えるということになるのです。

(5) わが国の自衛隊が、安全保障政策上反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有するに至ったということは、わが国を守るために「専守防衛」に専念していた自衛隊が、海外に出かけて行き、それまでに取りそろえた（防衛装備品ならぬ）「攻撃装備品」をもって敵国を直接攻撃する

ことも可能にしてしまったのです。

それでも政府は、敵国が攻撃に「着手」した後に反撃する等と説明し、「専守防衛に変わりはない」といいます。しかし、それこそ荒唐無稽で現実味のない、国民を愚弄する詭弁の論理と言わざるを得ません。

(6) 要するに、わが国の自衛隊は、集団的自衛権の行使であるか否かにかかわらず、反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有し、その戦闘能力を行使する権限をもったことによって、意図的に又は間違って「先制攻撃」をしかける可能性も否定できなくなってしまったのであり、明らかに憲法9条に違反する状況を作出することとなつたのです。

このような安保体制を現実のものとして認めるためには、憲法改正以外にその方法はなかったはずです。しかし、わが国の政治部門と行政部門は、卑劣にもそのような気持ちは全くありませんでした。

以上のような状況に立ち至ったにもかかわらず、わが国の司法部門（裁判官）が、これから先も、「危険の切迫性が認められない」として憲法判断を避け続けるつもりなのでしょうか…本当にそれでいいのでしょうか。

もうそろそろ、健全な憲法感覚と健全な価値観を有する司法部門が、わが国の司法の存在を支える柱である「日本国憲法」を蔑ろにする、わが国の政治部門と行政部門に対し怒りを覚えなくてはいけないのではないでしょうか。

わが国政府はもう既に、自衛隊に（しかも、自衛隊員の全員に）対し、集団的自衛権等の行使権限を付与し、海外での武器使用権限を与えており、しかも、それを前提とした反撃能力（敵基地反撃能力）とその攻撃能力をもった強力な武器を与えてしまったのです。

その上での「台湾情勢」であり、「北朝鮮情勢」なのです。半田滋証人には、台湾有事について多くの時間を割いていただき、その際の「自衛隊の危うい立場」や「米軍に参戦せざるを得ない自衛隊の近未来の状況」を証言していただきました。また、北朝鮮有事の際に置かれるであろう「自衛隊の危うい立場」についても証言していただきました。

もう既に、このような状況に立ち至ったにもかかわらず、いまだ「危険の切迫性が認められない」などということを言われるのであれば、わが国が破滅に瀕しない限り、司法部門は有効に機能しない、ということになります。しかも、司法部門が有効に機能し出した時には、わが国が破滅に瀕し、司法も胡散霧消てしまっている、ということになります。

裁判官には、もう一度、考えてもらいたいのです。

わが国政府がなぜ、憲法上行使できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認し、反撃能力（敵地攻撃能力）の保有を宣言したのか、という点を。

この点について半田滋さんは、「一つ目は安倍元首相の政治的信念。二つ目に外務省の思惑。三つ目が米国のアーミテージ・ジョセフナイのレポートの影響。」（5頁）と証言されていますが、ここには“日本国民のため”という、本来政治部門や行政部門がもつべき崇高な価値が見えません。

本当にこれでいいのでしょうか。

わが国の存亡が、“政治部門の一部の政治家の偏った考え方”，“質が劣化し外交交渉もままならない一部の行政部門（官僚）の偏狭な考え

方”，“米国の国益や米国の一の利益団体の権益”に引き摺られてきています。

もっときちんと，“憲法を改正すべきかどうか”を含めた国民的議論を開き、後悔をしなくてよい結論を出す必要があったのではないかでしょうか。

しかし、裁判所が憲法判断をすれば、それもまだ遅くはないはずです。

もう直ぐ、近い時期に、もしかしたら、私たち国民がどんなに後悔しても後悔しきれないような悲惨な結末を味わうのかもしれません。そして、その悲惨な惨劇は、台湾から南西諸島や沖縄県を経由して、鹿児島県の諸島を経て九州に上陸し、さらには本州に上陸し、東京へと迫っていくことになります。

その時に、私たち原告も原告代理人も、裁判官も、被告席に座る訟務検事や訟務事務官諸氏も、その歴史的な悲惨で暗い1頁の責任の一端を担うことにもなりかねないのです。

第2 新安保法制法が違憲であることが明白であること

1 はじめに

新安保法制法は、憲法9条に違反しています。ですが、本件訴訟の原審を含め、全国の裁判所で、新安保法制法が違憲であるか否かについて判断を回避しています。裁判所が違憲性の判断を回避してはならないほど、新安保法制法が極めて問題がある諸法律であることを理解してもらうために、以下のとおり、なぜ新安保法制法が違憲であるか、その理由を要約して説明します。

2 新安保法制法の全体像

新安保法制法は、自衛隊法をはじめとする既存の10法の改正を1本にまとめたいわゆる平和安全法制整備法と新規制定法である国際平和支援法で構成されています。

この新安保法制法の特徴は、大きく分けると、(1)新たな政府解釈に基づく集団的自衛権行使の認容に伴う改正（下記①・②・⑤）、もう一つは、(2)平和維持名目による対外的な自衛隊の活動範囲の拡大（下記②・③・④）です。

新安保法制法は、大きく以下の5つの領域に分けられます。

- ① 集団的自衛権の行使の認容
- ② 従来の「周辺事態」から新たに位置づけられた「重要影響事態」への対処（後方支援活動等）
- ③ 新たに設けられた「国際平和共同対処事態」への対処（協力支援活動等）
- ④ 国際平和協力業務の拡大
- ⑤ グレーゾーン事態への対処等

3 憲法9条の条文文言から認められない

集団的自衛権行使の容認は、憲法9条の文言に明白に反しています。歴史的な憲法9条の難解な解釈論を考慮する必要はありません。集団的自衛権の内容と、憲法9条の文言を照らし合わせれば、それが違憲であることは容易にわかります。例えば、集団的自衛権の行使は、北朝鮮がアメリカに攻撃を加えたとき、日本が、アメリカに加勢し、北朝鮮に武力を行使するものです。これは、日本と北朝鮮との間で、武力抗争状態がなかったにもかかわらず、日本の方から、武力抗争状態を生みだします。そして、集団的自衛権とは、日本の武力の行使をもって、北朝鮮とアメリカの紛争及び日本と北朝鮮との国際紛争を解決

することを目的としています。憲法9条1項の「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という文言に、集団的自衛権の行使は、真っ向から反しています。

また、憲法9条2項の「陸海空軍その他の戦力」に、自衛隊が当たらないのは、歴史的に、あくまで、我が国の国民・国土を外国からの武力攻撃から守るための最小限度の実力組織という解釈がとられてきたからです。しかし、集団的自衛権の行使の担い手となる自衛隊は、他国防衛のための戦力ともなり、憲法9条2項の「陸海空軍その他の戦力」に該当します。

このように、集団的自衛権の行使の容認は、憲法9条の条文に照らし、明白に違反しています。

4 従前の日本国政府の見解にも反する－慣習法化した憲法解釈

安倍政権以降の政府がどのような理屈を述べようと空虚というほかありません。なぜなら、新安保法制法制定前までは、集団的自衛権の行使は、憲法9条に違反するという憲法解釈が一貫してされてきたからです。

具体的には、日本国政府は、日本国憲法の制定直後から（とりわけ自衛隊発足以降は）、憲法9条の基本原則として、①（我が国に対する直接の武力行使がない）集団的自衛権の行使は許されない、仮に集団的自衛権の行使を認めるのであれば憲法改正が必要である、②（必要最小限度の実力行使を超える）海外派兵は禁止され、海外における武力行使は禁止される、③海外での武力行使を許さないために自衛隊員には自己保存に限定した武器使用しか認められないということを、政府見解として繰り返し確認してきたのです。

注意すべきは、この政府見解は、国会の立法・予算審議において、国民の代表たる全ての国会議員と共有されていたことです。まさしく、

政府見解は、慣習法となっていたのです。

集団的自衛権の行使の容認を含む、自衛隊の活動範囲の拡大は、この従来の政府見解に、真っ向から反します。

5 集団的自衛権行使の容認－重要影響事態法及び自衛隊法の違憲性

では、集団的自衛権の行使を容認している具体的な法律の中身はどうなっているでしょうか。集団的自衛権の行使に関する新3要件を明文化したのが重要影響事態法です。また、存立危機事態に「自衛隊の出動」を認めているのは、自衛隊法76条第1項2号、存立危機事態における「自衛隊の武力行使」を認めているのは、自衛隊法88条1項1号ですので、この2つの法律は密接に関係していることをまず念頭に置かなければなりません。

この二つの法律が違憲である要旨は、次のとおりです。

① 要件の不明確性

新3要件は、いずれも、文言が不明確です。集団的自衛権の行使が合憲と解釈する現政府においても、当然、集団的自衛権の発動には、この新3要件を満たす必要があると考えています。しかし、新3要件の文言をいかようにも解釈できるのであれば、時の政権によって、集団的自衛権が恣意的に実行され、正当化されることになります。最悪の場合、既成事実が優先され、憲法は有名無実となってしまいます。

② 海外派兵の容認

新3要件は、自衛隊の海外での武力行使を前提としています。存立危機事態に対応するには、海外派兵をせざるを得ないからです。憲法9条から、海外での武力行使は認められません。憲法が認めていないことを法律化しているのが、重要影響事態法及び自衛隊法なのです。

③ 小括

憲法9条の文言に反する集団的自衛権ですが、このように、法律の中身を見ても、これを合憲と考える要素は全くなく、むしろ、違憲である集団的自衛権行使の容易な実行を可能とする点で、さらに、憲法9条違反の度合いを強めています。

6 後方支援活動の違憲性

① 支援対象範囲の拡大

重要影響事態法及び国際平和支援法では、支援の対象がアメリカだけでなく、その他の外国の軍隊にも広がりました。

② 支援内容の拡大

改正点で重要なのが、支援できる内容として、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備もできるようになったことです。後方支援活動は、「兵站」と呼ばれる軍事行為です。その結果、自衛隊が直接攻撃をしなくとも、後方支援活動そのものが、他国の武力行使と一体化し、憲法の禁止する武力の行使に該当することになります。

③ 支援の地理的制限の緩和

重要影響事態法及び国際平和支援法では、「現に戦闘行為が行われている現場」でなければ後方支援活動等ができるものとされ、地理的制限が緩和されました。理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣の地域でも後方支援活動等を行えることになったのです。

④ 小括

このように後方支援活動を拡大した結果、重要影響事態法及び国際平和支援法は、後方支援活動等が、憲法9条が禁止する「武力行使」に該当することになり、憲法9条に反し違憲です。

7 P K O新任務である「安全確保業務」と「駆け付け警護」と任務遂行のための武器使用の違憲性

国連平和維持活動及び国際連携平和安全活動の両者を通じて、その業務内容として、いわゆる「安全確保業務」と「駆け付け警護」が追加されました。これらの業務の性質上、任務遂行のための武器使用を必要とし、これを認めるものとされています。

政府は、「自衛隊員の武器使用は、自己保存のための自然権的権利であるというべきものであるから、そのために必要な最小限の『武器の使用』は、憲法第9条第1項で禁止された『武力の行使』には当たらない」と説明してきました。

ところが、駆け付け警護は、自衛官個人の自己保存を目的としていませんので、自衛官の武器使用を合憲と説明する基礎が失われているのです。

加えて、前提となるP K O参加5原則が崩壊しています。P K Oは、中立であることが大切ですが、住民保護のために自衛隊から攻撃を受けた一方の紛争当事者は、自衛隊を敵とみなすはずです。その時点で、自衛隊は、中立の立場にはありません。つまり、「安全確保業務」と「駆け付け警護」は、P K Oの基本的理理念である中立と相容れないものなのです。

P K O協力法における新任務である「安全確保業務」及び「駆け付け警護」、それに伴う武器使用は、もはや政府の従来の解釈で正当化することはできません。このような業務を行うことを目的に自衛隊を海外に送り出すことは、海外派兵に他ならず、これが武力の行使を禁止した憲法9条1項及び戦力の保持と交戦権を否定する憲法9条2項に違反することは明白です。

8 外国軍隊の武器等防護の違憲性

自衛隊法第95条の2が新設され、平時でも有事でもなく、「武力攻撃に至らない事態」（グレーゾーン事態）で、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、自衛官の武器の使用が認められることになりました。これは、隠れた集団的自衛権の行使と言われています。

武器使用の場面として想定されるのは、例えば、航行中のイージス艦や飛行中の軍用機に対する攻撃です。ここで自衛隊が使用することとなる武器も、PKO活動の場合などとは異なり、自衛隊の艦船や戦闘機に備置された火砲等となります。そうすると、自衛隊法第95条の2による自衛官の対処は、少なくとも外観上は、自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難く、実際にも戦争の発端となりかねないことに十分留意する必要があります。

このような武力衝突は、他国との「交戦」であり、なし崩し的に戦争に突入してしまう危険があります。自衛隊法第95条の2は、他の武器等防護のために武器使用することを許すものであり、「武力の行使」に当たり、憲法9条1項に違反します。また、戦争に容易につながっていく行為を行うことを認めているという意味で、憲法9条2項にいう交戦権の否認にも反します。

第3 新安保法制法制定手続の異常さ

1 立憲主義の蹂躪

以上、「第2」で述べたように、新安保法制法は、現行憲法に違反するものであり、法解釈で合憲とすることは不可能です。新安保法制法は、本来であれば、憲法9条を改正しない限り、制定不可能な法律です。

しかし、安倍政権は、憲法96条が定める憲法改正手続をとるこ

となく、一内閣の閣議決定と法律の制定のみで、日本国憲法に違反する新安保法制法を成立させたのです。

政府や国会が、憲法96条の手続を行わずに、憲法9条を実質的に改変したことで、国民が憲法改正手続に関わる機会を奪いました。

これは、憲法の最高法規性（憲法98条1項）を無視し、解釈変更によって国家権力の拡大を果たしたものというべきであり、立憲主義に著しく反する立法行為です。

2 民主主義の蹂躪

この新安保法制法は、このような問題が明らかになってきたことから、世論調査では7割の人が反対していたものです。

そして、安倍内閣は、新安保法制法の制定に至る過程において、民主主義において重要なルールを無視する等の多くの重大な過ちを犯しました。その中でも特筆すべき重要なものは次の3つです。いずれの安倍政権の対応は、民主主義を蔑ろにしたものというべきで、到底許されることではありません。

（1）人事の私物化

安倍首相は、集団的自衛権の行使を容認することはできないとする「自分と異なる意見の内閣法制局長官の排除」し、集団的自衛権の行使を容認する「自分の意見と同じくする内閣法制局長官の任命」という恣意的で偏頗な人事を行いました。残念ながら、この人事の私物化は、現在も続いており、司法の分野も影響を受けていると言わざるを得ません。

（2）順番が逆－国民主権よりアメリカとの約束

平成27年4月、日本とアメリカとの間の「新々ガイドライン」が策定されました。その内容は、新安保法制法の内容を先取りするものでした。

この平成27年4月当時、いまだ新安保法制法案が国会に提出されてもいなかった頃であったにもかかわらず、安倍首相は、新安保法制法の成立を先取りした内容で合意しました。

その上で、安倍首相は、「新々ガイドライン」の合意直後に渡米し、アメリカの上・下両院の合同会議において、平成27年の夏までに新安保法制法の成立を約束してしまったのです。日本国民の意思を完全に無視する非民主的な暴挙です。

(3) 専門家の意見に耳を傾けない

大多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、元最高裁長官、元最高裁判事らから「憲法9条を改正しない今まで集団的自衛権を認めることはできない」とする意見表明があり、さらには衆議院の憲法審査会において、3名の憲法学者が揃って「新安保法制法案は憲法に違反している」との見解を表明しました。

しかし、政府与党は、それを無視し、衆議院・参議院の両院において強行採決をし、無理矢理に新安保法制法案を通過してしまったのです。

3 まとめ

新安保法制法は、その内容において明白に憲法に違反するというだけでなく、その制定過程及び国会における審議手続の側面からみても、立憲主義と民主主義のルールに違反しており、日本の民主主義の歴史に大きな汚点を残しています。

新安保法制法は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たるのは明らかです。

本件は、このような「政治部門の暴走を、裁判所が放置してよいのか」、司法の存在価値が問われている裁判なのです。

第4 新安保法制法の内在的危険の現れ・具体的危険性について

1 はじめに

この準備書面「第4」及び「第5」の内容については、準備書面26の14頁以下、準備書面29の23頁以下、準備書面30の29頁以下、準備書面39の21頁以下、準備書面40などにおいて詳しく述べているところですが、以下、まとめて論述します。

2 新安保法制法に伴う自衛隊の変貌

令和4年12月、政府は国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画のいわゆる防衛3文書を改訂し、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有を明記しました。

新安保法制法の施行後、現在に至るまでの間に、①「いすも」の攻撃型空母への改造が進められ、②スタンド・オフ防衛能力の強化と称して、JSIM、JASSM、LRASM、島嶼防衛用高速滑空弾等のスタンド・オフ・ミサイルの整備、保有が進められ、③長射程巡航ミサイルを搭載可能な、対地・対艦攻撃が可能となったF35A、F35B、F15、F2など敵基地攻撃能力を有する戦闘攻撃機が保有され、④イージス・アショア整備計画が撤回されたのに代わり導入された共同交戦能力（CEC）等により、自衛隊と米軍との連携強化・統合化が飛躍的に進められるなどの動きが見られました。

従来日本政府は、我が国として必要最小限の実力を超えるものは持てないとし、具体的には、ICBM（大陸間弾道ミサイル）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母は持てないと明言していました。しかし、前述した島嶼防衛用高速滑空弾は射程を伸ばせばICBMに限りなく近いものです。次に整備が進められているJASSMやLRAS

Mというミサイルは射程が900キロもあり、F35などの戦闘機から発射できるミサイルなので、かつての長距離戦略爆撃機と同様の役割を果たします。また、政府は、護衛艦「いずも」と「かが」を改造してこれに戦闘機F35Bを搭載することを決めており、これはまさに攻撃型空母の保有といえます。

このように、自衛隊の装備はかつて専守防衛という枠により制限されていたところをはるかに飛び越えて、米軍等と共に自国外において武力行使が可能な形に転換されているのです。

自衛隊の装備の変化、今回の防衛3文書の改訂は、我が国の専守防衛政策が大転換されると共に、新安保法制法により重要影響事態・存立危機事態が発動され、海外で米軍等と共に、先制攻撃ととられかねない敵基地攻撃などの武力行使ができる態勢が整いつつあることを明らかにするものなのです。

3 共同訓練等

日本は、新安保法制法施行の翌2017年から、それまでアメリカ及びインドがインド洋において行っていた共同訓練マラバールに自衛隊を派遣するようになりました。又、2018年から毎年、インド太平洋方面派遣訓練部隊を組織し、南シナ海で訓練を行うようになりました。2022年には138日間も訓練を行っています。

また、アメリカの原子力空母などと共に日米共同訓練を行うようになり、多国間の共同演習も多数行われています。

新安保法制法の成立により集団的自衛権の行使が可能となったため、現在、自衛隊は新たに可能となった活動を想定した以上のような訓練に参加しており、将来の実戦を想定の上、作戦及び指揮の統合のための共同訓練が重ねられているといえます。

2022年だけでも、①日米共同訓練が本州、沖縄周辺、南シナ

海等で実施され、米空軍機からの降下訓練、対潜戦、米空母が参加する訓練、F15等戦闘機が参加する訓練、電子戦、洋上補給、迎撃戦闘訓練、対水上戦と、様々な実戦的な訓練が行われています。加えて、②米国等15か国が参加したインド海軍主催のインド太平洋方面派遣訓練、③多数の多国間共同訓練、④米国主催のIMX/CE22、オーストラリア軍主催のピッチブラック22等の多数の大規模訓練等が実施されています。

さらに、安保法制法の定める存立危機事態を想定した実動訓練も、2022年6月29日から同年8月4日まで、ハワイ周辺で行われた米海軍主催の多国間共同訓練「環太平洋合同演習(RIMPAC)」の一環として実施されています。他国が攻撃されて日本が存立危機事態を認定するというシナリオのもと、同年7月29日から6日間にわたり、攻撃目標の探知や、ミサイル発射に際しての日米での情報共有の手順等が確認されています。これらの訓練の多くは、海洋進出を強める中国を念頭に置いたものになっています。

このような近時の訓練は、新安保法制法の運用が、既に自衛隊が米国等の戦争に加担することを現実的に想定した段階に入っていることを示しているといわざるを得ません。

4 日米軍事一体化

自衛隊の装備が専守防衛をはるかに超えた打撃力を持つものとなり、存立危機事態等の様々な状況を想定して多数行われている日米共同訓練を重ねることで、日米の軍事一体化が加速しています。

それだけではなく、新安保法制法案採決に先立ち作成された2015年「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)にしたがい、「同盟調整メカニズム」という軍と軍の調整機関が作られ、事実上の日米統合司令部が作られることとなりました。また、同じくガイドライン

にしたがい、2015年11月に「共同計画策定メカニズム」が作られました。これらの機関により、強大な米軍の指揮・監督を受けつつ自衛隊が活動する基礎がすでに作られ、進化しているといえます。

2023年1月に行われたいわゆる2プラス2において、アメリカ側は日本の防衛費大幅増額を歓迎し、日本の反撃能力（敵基地攻撃能力）の効果的な運用に向けて、協力を深化させるとされています。新安保法制法がなければありえなかった敵基地攻撃能力を含む形での日米の軍事一体化が加速し続けているのです。

5 防衛費の増大

政府は、令和4年12月、財源も明確にしないまま、来年度の防衛予算を過去最大の6兆8000億円程度とする方針を決定し、新「防衛力整備計画」において、今後5年間で防衛費をGDPの2%にまで増額する方針を示しました。増額された予算の多くはスタンド・オフ・ミサイルなど、反撃能力（敵基地攻撃能力）を向上させるためのものです。

防衛予算の大幅増額も、米国と歩調を合わせ、自国が攻撃されていない場合にも、重要影響事態や存立危機事態などを認定した場合、自国外で自衛隊が先制攻撃を含む武力行使ができる軍隊となることを加速させているとしか考えられません。

第5 戦争の危険性（巻き込まれ）について

1 現在の情勢

2022年にはロシアがウクライナに突然軍事侵攻を始めました。2014年にもロシアはウクライナに侵攻し、クリミア半島を併合しました。その後、ウクライナは徴兵制を復活させて兵力を約3倍の20万人に増やしました。加えて、アメリカやイギリスの軍事顧問団を

招いて最新の戦術や兵器を学習していました。軍事力を高めても抑止力が効かない場合があることをウクライナの戦争は教えてくれました。

一方、アジアにおいても緊張は高まってきています。半田証人によれば、現時点で新安保法制法により集団的自衛権の行使が懸念されるのは台湾有事と北朝鮮有事ということです。この点は後に詳述しますが、北朝鮮はこれまでにないほどの数のミサイルを発射し、アメリカ・韓国などに対する威嚇を繰り返して核開発の姿勢を崩そうとせず、2017年時と似た緊張状態が生じつつあります。台湾有事については、アメリカ軍司令官が2021年から6年以内の中国の台湾への軍事侵攻を予想し、アメリカ大統領は中国の軍事侵攻があった場合の台湾へのアメリカ軍介入を度々発言しています。一方中国も台湾問題に関し武力を行使することも否定しないことを示唆するに至り、主に米中の間でこれまでにない緊張状態が出現しています。

2 日本が抱え込む戦争の危険性と戦争が起きた場合にありうる被害

新安保法制法により、日本が抱え込む戦争の危険性は、まず武器等防護にあります。

武器等防護の主要な問題点は2つで、①武器等防護の実態が件数だけ公表されて、その実態は特定秘密として全く公表されず国民に知られないこと、②武器等防護は外形的には集団的自衛権の行使と取られても仕方のないものがありますが、その判断が自衛官個人によってなされ得るということです。

2つ目の問題点に関して、アメリカでは集団的自衛権行使の判断をするのは大統領と国防長官の二人だけです。自衛隊法95条の2で自衛官個人の判断で武器使用ができるのは極めて問題です。また、米艦防護を例に取ると、航行中の艦艇は、潜水艦のスクリュー音を捉え損

なわないために、お互に 15 キロから 20 キロ離れています。現代の兵器は精密兵器なので、米艦を狙ったミサイルは米艦に命中することになるでしょう。それに対し自衛隊が米艦を撃ってきた相手に対して、自衛官の判断で攻撃をしかけるという、まさに集団的自衛権の行使といえる活動ができるということが大きな問題といえます（甲 B 132, 144, 半田証言）。

それから、後述する北朝鮮有事、台湾有事などが発生した場合、重要影響事態、存立危機事態が認定されると、日本が攻撃されていなくとも自衛隊が集団的自衛権を行使することができることが大きな問題といえます。

次に、自衛隊が武力紛争に関与することで、日本国民にどのような危険が生じるのかですが、在日米軍基地所在地、自衛隊基地所在地周辺の国民に被害が生じることが懸念されます。また、北朝鮮有事・台湾有事の場合、在日米軍基地の 7 割が集中し、自衛隊基地も拡大している沖縄に甚大な被害が発生することが予想されています。台湾有事において日本が参戦した場合、防衛省が石垣島侵攻に対する奪還作戦として、自衛官 2901 人、敵兵 3821 人が死亡することを想定した構想を作成しているなど、南西諸島に甚大な被害が予想されており、第 2 次世界大戦の悲惨な沖縄戦の被害が再現されてしまうかもしれません。水陸機動団がある長崎県佐世保市相浦や長崎県大村市への敵の攻撃もあります。さらに、ウクライナの戦争でもありましたが、日本各地で原発を含むインフラへのミサイル攻撃を受けることもあります。国民保護法による国民保護計画は実行性があるか全く分からず、特に南西諸島などの離島については、一度に住民避難をさせることが輸送面で極めて困難であり、甚大な被害発生が予想できるのです。

3 戦争の危機は現実に生じている

(1) 北朝鮮有事について

2017年の北朝鮮危機の際、当時の統合幕僚長河野克俊氏はインタビュー等において、米軍が軍事行動に踏み切った場合に存立危機事態として集団的自衛権行使も想定したと述べています（甲B129の7、甲B141）。また、河野前統合幕僚長と複数回会談した当時の米軍統合参謀本部議長ダンフォード氏は「日米どちらかが攻撃されれば、それは双方への攻撃になることを明確にした。」と述べたとされています（甲C52）。河野前統合幕僚長はさらに茨木新聞でも、「アメリカが軍事行動に踏み切る可能性も6割はあると思った時期もあった。」と振り返っています（準備書面36の21頁以下参照。）。このようなことから、既に2017年時点において北朝鮮との戦争になる具体的な危険性が発生していたことは明らかです。

2022年には、北朝鮮はこれまで最多の29回（55発）の弾道ミサイルを発射していますが、これはアメリカ、日本、韓国が北朝鮮を想定した軍事演習を行っていることへの対抗措置であると言っています。北朝鮮は核開発を断念しておらず、核実験に踏み切った場合などには、2017年当時と同様あるいはそれ以上の危機が発生することは確実といえます。

(2) 台湾有事について

1で述べたように、台湾をめぐり米中の対立は激化しています。中国は台湾問題を核心的利益と位置づけ、武力による併合も辞さないことを明らかにしています。2021年に米軍司令官が中国による台湾への武力行使が6年以内と予想したのは、中国の軍事力のピークが2027年ころになること、習近平主席が4期目に入る任期が同じく2027年になり、それまでに台湾併合という成果を出す

必要があることを理由としています。

中国による台湾への武力行使が行われた場合、アメリカはこれに参戦すると考えられます。主な理由は、①台湾が中国にとられてしまうと、アメリカは中国の核ミサイルを積んだ潜水艦を台湾近辺にある水中聴音機により把握できなくなるという軍事的な理由と、②台湾の世界一の半導体技術を中国に押さえられてしまうと、アメリカの主要産業が立ち行かなくなってしまうという経済的理由からです。

アメリカが参戦した場合、日本も参戦するのでしょうか。新安保法制法が国会上程される 1か月前に日米ガイドラインを改訂して、自衛隊が米軍の後方支援を行うこと、存立危機事態のときには自衛隊と米軍が共に武器を取って戦うことを国と国との間で約束してしまっています。そのうえで、新安保法制法を成立させてしまっているのです。アメリカの参戦要請を日本は断れず、重要影響事態、存立危機事態を認定して、中国に対し武力行使をすることになってしまふのです（以上甲B 132, 144, 甲C 51, 半田証言）。

中国は、強大な反撃能力を持つ国です。日本が参戦した場合、米軍基地の 7 割や多数の自衛隊基地がある沖縄がミサイル攻撃等にさらされ、米軍・自衛隊のみならず、民間人にも甚大な被害が出るでしょう。沖縄以外の基地やインフラ施設等にもミサイル攻撃が十分あり得ます。

台湾有事の際に、日本に甚大な損害をもたらさないためには、戦争をしないという選択肢しかありません。そのためには、新安保法制法を適用しない、すなわちこれを廃止するということをしなければならないのです。

第6 平和的生存権について

1 平和的生存権の内容と具体的権利性

この点に関する控訴人らの主張は、第一審手続における最終準備書面である2021（令和3）年2月21日付「原告準備書面（30）」の45頁以下で述べたとおりです。その中で第一審原告ら（控訴人ら）は、平和的生存権に具体的権利性があることの根拠として、①平和のための世界的努力、②憲法前文、憲法9条、憲法13条による保障、③研究者の研究成果と裁判例の積み重ね、④平和に反する動きに対する国民・市民の拒否態度を挙げました。

さらに、控訴人らは、2022（令和4）年1月19日付「控訴人準備書面（33）」第3頁以下で、飯島滋明名古屋学院大学教授の意見書（甲B126）に基づき、平和的生存権の具体的権利性や内容等に関する主張を補充しました。

すなわち、憲法9条は人権規定ではなく国家制度に関わる規定であるため直接的な平和的生存権の根拠規定ではないとしても、憲法前文の「平和」の意味を補充する役割を果たす点、具体的には「武力による平和構築」を排除している点で、憲法前文や憲法13条とともに平和的生存権の具体的権利性を基礎づける法的根拠となるということができます。また、憲法前文の裁判規範性についても、比較法の見地及び立法者意思の見地から、最高裁判所が憲法判断をするに際して憲法前文を援用していることを看過することはできません。加えて、平和的生存権の内容に関し、その中核は「戦争や軍隊に生命、安全、健康などを奪われたり脅かされない権利」であり、その権利内容が極めて明確であることを指摘しました。

さらに、控訴人らは、令和3年12月27日付「控訴人準備書面（31）」第15頁では、元最高裁判事である濱田邦夫氏の証言（甲B11

8)に基づき、平和的生存権が憲法上認められる具体的な権利であり、新安保法制法により国民の平和的生存権が侵害されているという考え方方が法律家としての専門的知見に従った見解である旨を主張しました。

以上のとおり、平和的生存権は、憲法前文、憲法9条、憲法13条に基づく憲法保障等を根拠とする具体的権利であり、その権利内容も極めて明確であるがゆえに裁判規範として充分に機能し得るものであるということができます。

なお、「平和的生存権の根拠について、憲法前文を解釈指針として、憲法13条等の第3章に規定する人権規定を根拠」（原判決26頁24行目以下）とする原審原告ら（控訴人ら）の主張について、原判決は具体的権利性がないとしてこれを直ちに排斥することなく、更なる検討を加えています。このような態度からすれば、原判決も平和的生存権の具体的権利性自体は否定していないものと推察することができます。もっとも、前述した憲法9条が果たす「武力による平和構築の排除という役割」の重要性に加えて、後述する「憲法9条の防火壁としての役割」の重要性に鑑みれば、平和的生存権の法的根拠は、憲法前文及び憲法13条等の第3章に規定する人権規定にとどまらず、少なくとも憲法9条も併せて平和的生存権の法的根拠になると解釈されなければなりません。

2 憲法9条の重要性－防火壁としての役割

(1) 序

「武力による平和構築」を排除している点で、憲法9条は、憲法前文や憲法13条とともに平和的生存権の具体的権利性を基礎づける法的根拠となること、そして、それを指摘する飯島教授意見書（甲B126）の存在はすでに述べたとおりです。さらに、憲法9条の

重要性については、青井志帆学習院大学教授の論文（甲B133）及び石川健治東京大学大学院教授の意見書（甲B147）も、同様に指摘しています。これらの点については、すでに令和4年4月20日付「準備書面（35）」7頁以下及び2022（令和4）年12月21日付「控訴人準備書面（38）」第4頁以下で述べたとおりですが、その概要は以下のとおりです。

（2）青井教授論文

まず、青井教授論文（甲B133）は、日本国憲法は、その前文において、戦争の惨禍という侵害の手前で制度的に自由を確保することを選択し、そのための「防火壁」のような役割を憲法9条に与えたと指摘しています。併せて、憲法9条は直接に権利を保障する規定ではないが自由や権利と無関係ではないとも述べており、人権と憲法9条を併せ、事柄の性質上、自由が侵害される「おそれ」に十二分に敏感に、社会的政治的状況を横目で睨みつつ、侵害の危険が現実化することを防ぐ必要があることを指摘しています。

すなわち、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害が生じてからでは手遅れなのであり、「防火壁」を壊すような国家行為がなされた時点で、平和的生存権への侵害が認定されなければならないのです。

（3）石川教授意見書

次に、石川教授意見書（甲B147）は、憲法9条の持つ精神史的な意味は、同盟政策の禁止と集団安全保障政策への復帰であり、これらが憲法9条の土台・外枠として機能することを指摘しています。そして、集団的自衛権は同盟政策とイコールであり、新安保法制法に基づく集団的自衛権の容認は同盟政策の禁止という憲法9条の外枠を外す行為に該当し、憲法96条に基づかなければ行い得ないと明言しています。

このように、集団的自衛権を容認するには、憲法9条を憲法96条に定める手続に則って改正しなければ本来行い得ないものであつて、石川教授も、いわば「防火壁」を壊すような国家行為であると評価していることは明らかです。

3 控訴人らが平和的生存権侵害を主張する者としてふさわしいこと

青井教授論文（甲B133）は、新安保法制法違憲国賠訴訟が芦部信喜博士の憲法判断準則（要件）をすべて満たすケースであることを指摘したうえで、その場合の原告としてふさわしい者は平和的生存権侵害の「おそれ」に最も敏感な者であると指摘しています。そして、同論文の中で指摘されている原告は、「戦争を許さない」という日本国民のコミットメントに基づきこれを「代表」して権力の暴走に異議を申し立てていると言いうる者であるところ、まさに控訴人らと寸分の狂いなく合致します。

よって、平和的生存権侵害（なお、人格権侵害も同様です。）に起因する控訴人らの精神的苦痛は、国賠法上保護された権利・利益に対する侵害と認定されるべきであると言えます。

4 伝統的な意味での具体的な権利利益侵害が発生していること

仮に、「防火壁」を壊すような国家行為がなされた時点で平和的生存権への侵害を認定することを良しとせず、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害を要すると解釈するとしても、現時点で具体的侵害が生じていることは明らかです。

この点については、控訴人らは、2022（令和4）年1月19日付「控訴人準備書面（33）」第6頁で、飯島教授意見書に基づき、現実を直視したうえで「平和的生存権」について検討する必要があることを主張しました。

すなわち、①日本が攻撃されてもいないのに、アメリカと一緒に武

力を行使することが法的に可能とされたこと、②その当然の結果として、日本自体が攻撃対象となること、③軍事攻撃やテロはいつ起こるか分からぬこと、こうした軍事常識を踏まえ、攻撃対象となる危険性におびえざるを得ない市民が生じている現実が現に存在しているということができます。

また、本準備書面「第5 戦争への巻き込まれの危険性について」において述べたとおり、台湾有事等により日本が他国の戦争に巻き込まれる危険はすでに現実化していると評価することができます。

よって、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害もすでに発生しており、控訴人らに対する平和的生存権侵害は現時点で認定されなければなりません。

5 平和的生存権侵害に関する原判決の誤り

原判決は、⑦他国等による武力攻撃やテロの対象とされる危険性が増大した事実等やその蓋然性が高いとは認められないうえ、①平和的生存権侵害を原因とする精神的苦痛は付随的違憲審査制を採用したことによる内在的制約として国賠法上保護された権利又は法的利益に当たらないとして、平和的生存権侵害を認定しませんでした。

しかしながら、本準備書面「第6」「4」で述べたとおり、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害もすでに発生している以上、⑦の事実認定は明らかに誤りです。

また、2022(令和4)年1月19日付「控訴人準備書面(33)」の8頁で主張したとおり、①の理屈が通れば、いくら「国賠法上保護された権利又は法的利益に当たる」権利でも国賠訴訟によっては救済が得られないことになってしまい、明らかに誤りであるといえます。

第7 人格権について

1 侵害された控訴人らの人格権の概要

控訴人らは内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によってその生命・身体及び精神に関する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、著しい精神的苦痛を受けており、これらにより人格権が侵害されたことを主張しています。人格権は、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権をその内容とします。

2 人格権の概念が抽象的であり、その外延を一義的に確定することが困難であることは、人格権の具体的権利性を否定するものではないこと

(1) 被控訴人は、控訴人らの主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないと主張しています。

(2) しかし、準備書面(8)や同(18)、控訴理由書で挙げた多数の判例において、人格権が法的保護の対象となることが認められています。「人格権の概念が抽象的であり、その外延を一義的に確定することが困難である」とこと、一定の場合に人格権に具体的権利性が認められることは矛盾するものではありません。少なくとも、人間の尊厳に伴う基本的な法益が違法に侵害された場合、当該違法行為は、国家賠償法上(ないし民法上) 人格権を侵害する違法な行為と評価されることになります(現に、控訴人準備書面(8)や同(18)、控訴理由書等で挙げた多数の判例において、人格権侵害を理由とする損害賠償請求が認められています)。

(3) 本件において控訴人らが主張している人格権侵害の内容は、新安

保法制法の制定がもたらした戦争やテロの危険の拡大という客観的事実によって、控訴人ら各人がそれぞれの体験や社会的立場等に応じて現に受けている具体的・個別的な①生命権・身体権・精神に関する利益としての人格権侵害、②平穏生活権としての人格権侵害です。これは、単なる抽象的・一般的な戦争やテロへの恐怖や不安ではありません。

3 原審の認定した控訴人らの人格権侵害

(1) 原審は、(平和的生存権の検討の中で)「原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界対戦や原子爆弾により被害を体験した原告らは当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」と判示しています(判決29頁参照)。

原審は、本件各行為によって生じた被害について(単なる抽象的・一般的な戦争やテロへの恐怖や不安と切り切るのではなく)第二次世界大戦や原子爆弾により被害を体験した原告らは・・・「『多大な』精神的苦痛を感じた」と事実認定しています。原審の当該事実認定は、まさに控訴人らの被害の実態を正確に認定・評価するものです。

(2) さらに、本件各行為によって生じた控訴人らの「多大な精神的苦痛」は、新安保法制法施行後の2017年4月以降における以下の国際情勢の進行により、さらに憎悪しています。

① 台湾有事による集団的自衛権行使の危険

政府は、台湾有事に備えて南西諸島にミサイル基地を配備しており、今後も石垣島へのミサイル部隊配置など部隊拡充を計画しています。

中国と台湾をめぐる武力紛争の可能性に関し、令和3年12月、安倍元首相は新安保法制法に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」に該当する旨の発言をしました。政府が「存立危機事態」と認定すれ

ば、自衛隊の「防衛出動」が可能となり、自衛隊の戦争参加が現実味を帯びることになります。

② ロシアによるウクライナ侵攻

2022年2月、ロシアがウクライナに武力侵攻しました。これ以降、日本国民は、ロシア軍による民間人に対する虐殺等ウクライナ国内の戦争被害を目の当たりにすることになりました。同年9月30日にはロシアのプーチン大統領がウクライナ東部・南部の4州を併合宣言するなど、侵攻後1年が経過した今も、戦況はより混迷を極めています。日々、テレビ・インターネットや写真などを通じて、戦場の映像を見、子どもや老人、女性などの一般市民が犠牲となっている姿を見るなど、戦争による恐怖は現実的なものとなっています。

③ ウクライナ侵攻と台湾有事から想起される戦争の恐怖

台湾有事を理由とした米艦防護や存立危機事態認定により日本が戦場となる恐れは単なる危惧感にとどまらない切迫性を有しています。新安保法制法に基づき存立危機事態と認定される事態になった時、他国防衛、つまり台湾有事を例に挙げれば、台湾への軍事侵攻に米軍が軍事介入し、米軍に対して、中国が武力攻撃をかけた時に、存立危機事態と認定して自衛隊が米軍とともに戦争をすることになります。その時、日本は、現在のウクライナと同じように、米中衝突の最前線に置かれことになります。それは日本全土が戦場となる危険性を孕んでいるのです。

(3) このように、南西諸島へのミサイル配備による軍事的緊張は戦争の切迫性を客観的に高め、また、国民に戦争現実化の恐怖を与える控訴人らの「多大な精神的苦痛」を増悪させ続けています。

4 原審の認定した控訴人らの人格権侵害が国賠法上の保護の対象になること

(1) 控訴審において、控訴人らの受けた上記被害を覆す主張・立証は被控訴人から何らなされていません。そうであるなら、控訴審においては、原審の認定した控訴人らの「多大な精神的苦痛」が、国家賠償法上の法的保護に値する権利といえるのかという点について判断されることになります。

(2) 原審の認定した、控訴人らの「多大な精神的苦痛」が、国家賠償法上の法的保護に値する権利といえるのかという点については、最高裁平成3年4月26日判決（民集45巻4号653頁、水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件上告審判決）が参考となります。

同判決は、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法3条1項等に基づき水俣病患者の認定申請をした認定申請者としての「早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に開放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されないという利益として、これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当である」と判示しています。

同判決は「早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に開放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益」と判示してはいますが、控訴人に「多大な精神的苦痛が生じた」とまでは認定していません。

「早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に開放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益」が不法行為上の保護の対象になるのであれば、より、深刻な被害である「多大な精神的苦

痛」を受けた場合に、当然に不法行為（ないし国賠）法上の保護の対象になると解すべきです。

5 人格権侵害に関する憲法判断の必要性

（1）日本国憲法において、国家無答責の原則は取られていません。

原審の事実認定によれば本件において控訴人らは「本件各行為」という「公権力の行使」によって「多大な精神的苦痛」という「損害」を受けています。

原審の事実認定によって「公権力の行使」「損害の発生」「公権力の行使と損害との因果関係」は既に証明されています。

それにも関わらず、控訴人らの控訴を棄却するには、本件における「公権力の行使」が違法ではない、すなわち「本件各行為」の合憲性について判断する必要があるはずです。

（2）生命・健康・身体に関わる人格権について、従前の裁判例を見ても、この分野に関する恐怖感、不安感というものについては、人格権の中でも重い保護を与えている、具体的な害の発生を待たず、その恐怖感そのものに対して法的保護を与えるという保障の仕方を裁判所が認めてきています。

生命・健康・身体に関する人格権は、一度侵害されると回復不可能な損害が生じることがあります。そのため、このような場合は、具体的な害の発生を待たずに、その恐怖感そのものに対して法的保護を与える形で司法が介入し、国民の人格権を守る必要があるのです。

（3）この種の裁判例として、原発の差止訴訟の一つである福井地判平成26年5月21日判決が挙げられます。同判決は「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このこと

は、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということができる」として、生命・健康・身体に関わる人格権を特に保護する必要性が高いことを述べた上で「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は・・・具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」として、具体的な害の発生を待たずに人格権に基づく原発の差し止めを認めています。

(4) 「一度、侵害されると回復不可能な損害が生じる場合、具体的な害の発生を待たずに司法が介入し、国民の人格権を守る必要がある」との理は、本訴訟においても妥当します。

(5) この点について、長谷部恭男憲法学教授は、以下のように述べています。

「国賠事件における判断として、法益侵害についての具体的危険の発生が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないとの判断基準は、通常の国賠事件を前提とする限り誤りとは言えず、過去の最高裁判例においても同様の判断基準が採用されているものと考えられる（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〔住基ネット訴訟〕等）。しかしながら、以下で述べる二つの事情から、この判断基準は、本件については適切とは言えない。」

そして、上記の理由として、本件の特殊性に着目して2点にわたって展開している。

まず、第1の理由は、発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合には、具体的危険の発生を待つことなく、「予防＝事前配慮原則」によって、違法性の認定をすべきというものである。すなわち、

「いったん集団的自衛権が実際に発動されあるいはその発動が切迫していることが客観的かつ具体的に予見される状況に立ち至れば、裁判を通じて国賠法上の違法性を認定することは、もはや遅きに失すこととなる。違憲性の明白な集団的自衛権行使およびそれに対する他国の対応により、控訴人らを含むきわめて多くの国民の生命・身体に対して回復困難で、かつ、計り知れない損害が加えられることが必至となる状況に立ち至るまで、裁判所が国の行為の違法性について判断を控えるべきだとすることは、司法権の行使を放棄するに等しく、国民の裁判を受ける権利をないがしろにするものである。

国の一連の行為の出発点となる憲法解釈の変更に明白な違憲性が認められ、その結果、いったん政府が具体的な行為をとるならば控訴人らを含む多くの国民に膨大で甚大かつ不可逆的被害が発生する危険性がある場合には、こうした結果の発生を確実に予測し得ない場合であっても、予防＝事前配慮原則にのっとり、国賠法1条1項における違法性を認定すべき十分な理由がある。遺伝子工学や環境問題において、発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合と同様の状況である。」

つまり、通常の国賠事件と異なり「具体的危険性の発生を確実の予測できる状況まで待っていたのでは、不可逆的な被害の発生を防止することが出来ない」という特殊な場合なので、公害・環境事件の差し止めの法理と同様の判断基準を適用することが不可欠である、ということである。

次に第2の理由としては、本件行為により武力行使の発動基準全体が漠然性を帯びる状況になって、結果発生の予想が困難になった以上、そもそも具体的危険性の発生の有無にこだわる理由が失われているということである。すなわち「本件において通常の事案より積極的な司法判断が求められることは、前述したように(1. (1))、平成26年における政府の解釈変更の結果として、政府がいかなる場合に武力を行使するかが、曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなつたことからも根拠づけることができる。新たな解釈の下、いかなる場合に武力が行使されるかについて、当時の政府・与党の関係者の間でも見解が区々に分かれたことは前述の通りであり、このため、政府による武力行使が客観的かつ具体的に予見される状況であるか否かを判断することは従前の解釈の下よりもはるかに困難となっている。結果発生の可能性に対して確率を割り当てることもなし得ない不確実性の状況に立ち至っていると言うことができる。自衛権発動の基準が曖昧化したために、控訴人らを含む国民の権利侵害に関する具体的危険性発生の判断自体が困難となつてゐるわけである。本件各行為によってもたらされた、憲法9条をめぐるこうした不確実性を考慮するならば、具体的危険性の発生の有無にこだわるべき理由はないと考えられる。武力行使の発動基準全体が漠然性の瑕疵を帯びるに至つたために結果発生が不確実となつた場合には、予防=事前配慮原則に即して、具体的危険性の発生を待つことなく、出発点となる発動基準の違憲性を正面から問題とし、平和安全法制のうち当該発動基準を取り込んでいる部分の違憲性を指摘することで、数多くの国民の生命・財産が深刻な危険にさらされるリスクを根源から除去し、政治権力の恣意的な運用を阻止するという最低限の意味での立憲主義を回復することが、司法に求められるのではなかろうか。」

6 小括

原審が認定した「本件各行為によって生じた控訴人らの『多大な精神的苦痛』」は国賠法上の法的保護に値するものです。

また、以上述べてきた裁判例の動向や長谷部教授の見解からすれば、本件は、司法が積極的に介入し、控訴人らの人格権を守る必要がある事案というべきです。

第8 憲法改正決定権について

この点に関する控訴人らの主張は、第一審手続における2017（平成29）年5月19日付準備書面（5）で述べたとおりです。以下、その内容を要約し、一部補足いたします。

1 憲法改正決定権の法的根拠

（1）憲法前文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し・・・ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。・・・われらは、これに反する一切の憲法、法令及び勅令を排除する。」と規定しており、主権者たる国民が憲法を制定する権限を有する旨を明示しています。この規定は、憲法制定権から派生する憲法改正・決定権を国民が有することを当然に包含すると解されます。

（2）憲法96条1項は、憲法改正の発議権は国会にあるとしています。もっとも、憲法改正について国会に最終的決定権を与えると、国民の多数意思と異なる憲法改正が行われかねません。そのため、憲法96条1項は、憲法改正について国民投票による国民の承認を要求しています。

また、憲法96条2項が、改正された憲法を「国民の名で」公布するとしている点も、国民が憲法改正・決定権を有することを明らかにしています。

(3) また、そもそも、国民主権の原理は、国政の在り方を最終的に決定する権限は国民（人民/people）にあるとするものです。そして、国民主権原理の歴史的形成過程に照らして考えれば、ここでいう国民（人民）とは、抽象的一般的国民ではなく、実際に存在し、生活している個々の国民を念頭に置いていることは明らかです。

したがって、憲法改正の是非を決定する最終権限は、個々の国民（人民）にあると解すべきです。

2 憲法改正が許されるための要件

(1) 憲法 99 条は、公務員の憲法尊重擁護義務を規定しています。この規定は、国民に憲法擁護義務を課しておらず、主権者たる個々の国民こそが、憲法制定権及び憲法改正・決定権を有すること、国務大臣、国会議員等の公務員は国民が制定した憲法を守るべき客体の地位にあることを明らかにしています。したがって、憲法尊重擁護義務を有する国会議員等が憲法改正の発議ができるのは、主権者たる多数国民の憲法改正への強い要求がある場合に限られ、国民投票を通じて憲法改正の発議が国民の強い要求に基づくものであったかが確認されるものといえます。

(2) 憲法の明文改正が民主主義国家において正当性を有するためには、以下の条件を充足する必要があるというべきです。

ア 多数の国民が憲法改正について強い欲求、要望を有していること

憲法尊重擁護義務を有する国会議員等は、国民の改正に対する強い要求、要望が認められない限り、憲法改正の発議をなしえないというべきです。

イ 国会において国民の意見を取り入れた討議が慎重かつ十分にされた後に憲法改正の発議がされること

主権者たる個々の国民は、表現の自由等の権利を行使して、国政の場に自らの意見を反映させる権利（参政権）を有しています。

したがって、国会が憲法改正の発議をする前提として、国民の意見を国会討議の場に取り入れて慎重かつ十分な討議を行い、また、討議の内容及び経過を国民に開示し、国民に十分な検討の機会を与えるなければならないといえます。

ウ 憲法の基本原理を根底から破壊する条項等の改正でないこと

憲法前文が、「これに反する一切の憲法、法令、勅令を排除する」と規定し、基本的人権について「現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利について信託されたものである」と位置付けていることからすれば、憲法の基本原理たる国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重に関する条項の趣旨を没却させる改正は、憲法96条の改正手続を経たとしても認められないというべきです。

（3）内閣による憲法の非明文改正（憲法解釈の変更）についても、憲法尊重擁護義務による制約を受けるというべきです。政府によって長年にわたって確立していた憲法解釈に反する憲法解釈を閣議決定し、その解釈に依拠して憲法の基本原理を根底から没却する法案を国会に提出することは、憲法尊重擁護義務に違反する行為として許されません。そして、憲法違反の可能性がある法案が国会に上程された場合、国会は内閣に憲法適合性と正当性について十分な説明を求め、合理的説明がされない限り、憲法尊重擁護義務に従って法案の審議をすべきではないといえます。

3 内閣（政府）及び国会の憲法破壊行為による控訴人らを含む国民の憲法改正・決定権の侵害

（1）憲法9条について、内閣法制局及び政府は、「憲法9条の下で武

力行使が認められるのは、我が国に対する不正の侵害があり、これを排除するために他に適当な手段がない場合に行使される必要最小限度のやむを得ない措置（個別的自衛権）に限られる」、「集団的自衛権の行使は違憲であり、憲法改正なしにはあり得ない」との解釈を一貫して表明してきました。

国会答弁等で示された解釈からも明らかなように、集団的自衛権行使は、我が国に対する武力行使が発生しておらず、国民や国の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別的自衛権とは決定的に異なります。

そして、内閣法制局及び歴代内閣総理大臣が、「憲法上個別的自衛権は認められるが、集団的自衛権は認められない」との解釈を繰り返し表明し、長年にわたって歴代内閣によって維持されて確立した政府解釈として定着し、さらに憲法学者を含む大多数の国民に支持されることで、不文の憲法規範として確立していたといえます。

したがって、集団的自衛権の行使容認を閣議決定のみでできないことは勿論、憲法改正手続を経ずに集団的自衛権行使を意図する新安保法制法案を国会に上程することも、憲法尊重擁護義務に違反し許されないというべきです。

(2) しかしながら、政府は、平成26年7月1日に集団的自衛権行使および自衛隊の海外出動（武器使用を含む）を容認する閣議決定を行い、平成27年5月14日に新安保法制法案を閣議決定の上国会に上程しました。そして同法案は、罵声・怒号により委員長の発言すら聴取不能と議事録に記載されるほどの異常な状況下で強行採決され、平成28年3月29日に施行に至りました。

このように、憲法改正の正規の手続をとらず、時の政権の判断でこれまで安定的に解釈運用されてきた憲法にかかわる事柄を変

更することは、立憲主義を崩壊させるものであり、到底許されるものではありません。まして、憲法学者、歴代法制局長官、そして圧倒的多数の国民から反対表明がされているのであるから尚更です。

しかも、新安保法制法案提出後の国会において慎重な討議を欠き、上記の強行採決を経て新安保法制法が成立したという一連の経緯を見れば、新安保法制法制定が憲法96条の改正手続を潜脱する憲法破壊行為であり、憲法尊重擁護義務に違反するとともに、控訴人ら国民の憲法改正・決定権を侵害する違憲なものであったといえます。

そして、新安保法制法の成立後は、南スーダンへの自衛隊派遣や、岸田政権による「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書の閣議決定に表れているように、日本が海外で戦争ができる国となり、自衛隊員や国民が戦争の被害者、加害者となる危険性が現実の問題となりつつあります。この現状は、内閣が、憲法96条の改正手続を潜脱して憲法9条の実質的改変（破壊行為）を行った結果に他なりません。

(3) また、新安保法制に関しては、内閣法制局作成の「想定問答集」の不開示や、南スーダンの戦闘状態を「武力の衝突」にすぎないとして隠蔽したことなど、政府が国民に重要な情報を秘匿するなどしておらず、国民主権に基づく国民の参政権、憲法改正・決定権を否定する姿勢が表れています。

このように、新安保法制法の成立・施行の強行は、憲法尊重擁護義務を負う国務大臣や国会議員らが主権者たる国民をないがしろにし、憲法96条が定める国民投票による承認という手続を潜脱して憲法9条の規範的意味内容を実質的に改変したものです。

(4) この点、憲法学の石川健治東京大学教授は、意見書（甲B147の1）5頁において「憲法条文の規範内容を、変更ルールとしての96条を用いずに、なし崩し的に変更することがあったとすれば…憲法秩序の要石としての96条が軟性化し、なし崩しになってしまふ点が最大の問題である。96条によってもよらなくてもよい、というふうに、変更ルールが軟性化すると、各条文において、なし崩しの憲法破壊が発生することになる。」と指摘し、憲法解釈によつて実質的に憲法规範を変更することの危険性を説いています。

(5) さらに石川健治教授は、「あらゆる9条解釈の土台あるいは外枠として、安全保障政策への選択があり、いかなる9条解釈をとるにせよ、この外枠だけは96条によってしか外すことができず、9条の外枠を超える同盟政策へのコミットメントは、96条に依拠した明文改正によってでなければ許されない。」「日米安全保障条約は、2014年7月1日の閣議決定により政府解釈が政治的に変更された結果、名実ともに日米『同盟』条約としての実質を備えることになったが、その瞬間に、日本の憲法秩序は96条とともに『上から』破壊され、法秩序としての連続性は切断された。」（同意見書9頁）、「2014年7月1日の閣議決定は、一見極めて明白に違憲であって、典型的な『絶対的無効』を語り得る行政行為であり、砂川判決が認める通り、裁判所の司法審査権の範囲内であることが明らかであり、国賠法上も違法の評価に値する。それに起因する一連の立法行為も、同様に『一見極めて明白に違憲』であって、同じく国賠法上違法の評価を与えるほかないものである。」（同意見書10頁）として、新安保法制法の制定が憲法9条の法規範と憲法96条による憲法改正制度を破壊する明白な違憲行為であったと断じています。

4 憲法改正決定権の侵害による控訴人ら国民各人の被害

控訴人ら国民各人は、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定と新安保法制法の成立について、本来であれば国民投票の機会を通して憲法改正の是非について意見表明の機会が与えられるはずであったにもかかわらず、そのような機会を一切与えられないまま実質的に憲法が改変されました。これによって、控訴人らは、主権者として自ら憲法改正・決定するという最も重要な権利を侵害され、一方的に新安保法制法の成立と施行について意に反する受忍状態を強いられるという重大な被害を被っています。

控訴人らとしては、憲法が国民に保障する権利をいとも簡単に無視され、主権者としての地位、それに伴う意思表示・決定権、さらにこれに伴う努力や行動の積み重ねなど、憲法にかかる個人としての価値を根底から否定され、怒り、絶望感、悲壮感などに苛まれるに至ったのであって、その精神的苦痛は計り知れないというべきです。

このように、憲法改正手続を経ることなく9条の平和主義が変質されたことに対する控訴人らの苦しみ、怒りは当然のことであり、その被害は、国民主権を基調とする民主的国家において、法的保護に値する利益の侵害であり、裁判所による救済の対象とされるべきです。

5 結論

以上のとおり、控訴人らの主張する憲法改正・決定権は、控訴人ら個々の国民の個別的、具体的権利であり、新安保法制法が憲法96条の定める改正手続を経ずに強行的に成立したことでその権利が実際に侵害されたことは明らかです。裁判所は、この点に関しても充実した審理を行うべきです。

第9 控訴人らの個別の権利侵害について

1 はじめに

新安保法制法の制定及び施行による控訴人らの個別の権利侵害については、準備書面（6）（被害論その1）、準備書面（16）（被害論その2）、準備書面（28）、準備書面（30）で詳述してきました。

さらに、新安保法制法施行後における、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射による挑発行為、中国と台湾をめぐる武力紛争の危険性の増大などの国際情勢に鑑みたとき、アメリカがこれらの国々と偶発的にせよ武力衝突に至る可能性は更に現実性を増しています。武力衝突が起これり、いったんアメリカが戦端を開いた場合、新安保法制法により、集団的自衛権の行使として、日本が直接的に攻撃されていないにもかかわらず、戦争に巻き込まれ、戦争に加担することは目に見えています。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は、戦争というものが国の指導者の考えによって強引に、そしてある日突然に起こされ得ることを世界にあらためて知らしめました。そして、ウクライナでは民間人の虐殺が起き、市民の住居や民間施設への攻撃と破壊が今も続き、戦争の恐怖は現実的なものとして世界中に認識されました。

控訴人らは、このような危険や恐怖を、自らのものとして具体的に感じ取り、これまでの人生経験を通して、または過去の悲惨な体験を想起し、多大な精神的苦痛を受けています。

2 控訴人らの精神的苦痛

控訴人らは、原爆被爆者、被爆二世、そのほか様々な年代や職業、人生経験をもつ方々であり、控訴人らはそれぞれの体験、職業経験、人生経験から、日本国憲法の平和主義の理念を人格の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを築いてきました。その信念に基づいて、

平和運動などの具体的な活動を行ってきた方々も大勢います。

日本が他国と戦争することを可能にする新安保法制法の制定・施行は、控訴人らが築き上げてきた自らのアイデンティティーを根底から否定するものです。日本国憲法の平和主義とともに生きてきた控訴人らにとっては、新安保法制法の制定・施行は、自らの人生の否定であり、人格の否定であり、生きることの中心に位置するものの破壊です。

そして、これらの精神的苦痛は、控訴人らの人格の中心にある日本国憲法9条を、憲法改正手続きを経ることなく実質的にその内容を変えられてしまったことによってもたらされており、その憤りや精神的苦痛の大きさは多大なものです。

3 被爆者の凄惨な体験と精神的苦痛

被控訴人は、控訴人らの精神的苦痛について「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などと主張しています。

しかしながら、原審においても、控訴人らが精神的苦痛を受けたことについて、「原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾により被害を体験した原告らは当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」と判示しています。

この判示にもあがっている原爆被爆者についてあらためて述べますが、控訴人の中には、被爆によって負傷し、生死の境をさまよった方もいます。原子爆弾の炸裂による閃光と、それに続く爆風により吹き飛ばされ、ひどい火傷やけがを負った者。脱毛、嘔吐、発熱、下痢、下血などの放射線による急性症状に苦しんだ者。いずれも筆舌に尽くしがたい苦痛を受けた方々です。

また、被爆後の爆心地付近の長崎の街の状況は地獄絵図でした。家

は破壊され、工場もがれきの山となってむき出しになった鉄骨がひん曲がり、市街地は一面焼け野原となっていました。黒焦げの死体、血まみれの死体、やけどにより男性か女性かもわからない死体やけが人、やけどにより皮膚が垂れ下がっているけが人などがあふれ、川にもたくさん死体が浮いていました。泣き叫ぶ声や助けを求める声があちこちから聞こえました。そのような地獄の中を、郊外へ避難するために、または逆に親族を探しに爆心地に入るため通過した控訴の方々もいます。その記憶は、控訴人らの中で生涯忘ることのできない恐怖の記憶です。そのような地獄のような街の様子などについて、写真や被爆者らが絵に残して、私たちに伝えています（甲B115、甲B134ないし甲B136の3。なお、本項目「第9　控訴人らの個別の権利侵害について」の最後に、紙面の都合上、少ないですが絵1枚、写真2枚を添付します。）。裁判官の方々には、あらためてその写真や絵を見ていただき、ご自身が当時の長崎の街にいたらどう感じたのか、ご自身が原爆の被害に遭ったらどうだったのか、そして新安保法制法により再び戦争が起きる危険性が高まっている中で、その体験を想起した場合の精神的苦痛を想像していただきたいと思います。

そして、控訴人らの中には、原爆によって家族、親族、知人等を失った方々もいます。原爆によって即死し、遺体や遺骨すら見つからない家族もいます。働き盛りの父や母を失い、幼い兄弟姉妹を失いました。即死はまぬがれたものの、けがにより数日で亡くなる者、一見けがはないものの放射線の影響によりどんどん衰弱して亡くなる者が大勢おり、それを看取った控訴人の悲しみはいかばかりであったでしょうか。

被爆者である控訴人の中には、被爆から数十年後に、被爆による放射線の影響で発症したと考えられるがんなどの疾病に罹患した方も

います。それも一度だけではなく、別の部位にがんが多発している（多重がん）方もいます。同じ場所で被爆した親族が、がんなどの疾病に罹患している方も大勢おり、自分自身はまだそのような疾病に罹患していない方でも、いつ自分ががんや白血病などを発症するかもしれないという不安と恐怖に常に苛まれています。また、一度は治癒しても、再発や別のがんを発症するのではないかという不安と恐怖に常に苛まれています。長崎大学名誉教授で日赤長崎原爆病院名誉院長である朝長万左男氏の意見書（甲B73）や証人尋問でも明らかのように、①被爆者は多重がんを発症する確率が高いこと、②原爆放射線により臓器を維持している幹細胞の遺伝子が傷つき、その結果、原爆放射線の人体に対する影響は、被爆者の生涯にわたって持続する事実、生涯にわたってがんになる確率が上がり続けているという事実が科学的に明らかになっています。被爆者である控訴人が抱いている健康に対する不安や恐怖は極めて現実的なものであり、その不安や恐怖からは、一生逃れることはできません。

4 控訴審における本人尋問

控訴審においても、被爆者である控訴人城臺美弥子と同田中重光の本人尋問を実施しました。

（1）控訴人城臺美弥子

控訴人城臺美弥子は、幼稚園で遊んでいたときにはすぐ近くを爆撃されるという経験、夜間の頻繁な空襲を経験し、戦争は恐ろしいものだということが幼い身に深く刻まれました。

そして、6歳のときに爆心地から約2.4キロの自宅で被爆し、避難後の防空壕では、多くの負傷者が運ばれてきたこと、眼下に広がる長崎の町が燃えて火の塊が夜空を焦がしていた光景を目撃しました。それは二度と味わいたくない恐怖の記憶です。

控訴人城臺は自身の健康不安を抱え、また被爆三世である孫にも健康被害が出ており、原爆による放射線の影響という不安と恐怖に苛まれ続けています。

戦後、日本国憲法ができ、日本が戦争をしないという未来を喜び、希望を持って生きてきました。控訴人城臺にとって日本国憲法は宝物であり、平和に生きていく保証です。小学校の教師をしていた当時、生徒たちに平和教育を行い、退職後も被爆者の声を記録する活動や、自身の被爆体験を子ども達に伝える活動をしてきました。ところが新安保法制法が制定され、日本が戦争へ向かって行き始めたと思い、幼いころの戦争や被爆の体験を想起し、不安や恐怖を覚えています。その不安や恐怖は、北朝鮮情勢が緊迫した際のミサイル着弾を想定した訓練やJアラートの音、台湾有事の場合にアメリカ軍の基地や自衛隊の駐屯地がある長崎県も攻撃される目標になるという危険性によって増大しています。二度と戦争や核兵器の惨禍を繰り返させないとの思いから平和活動を行ってきましたが、新安保法制法の制定により、その思いが打ち砕かれました。

(以上、甲D 7 2、本人尋問)

(2) 控訴人田中重光

控訴人田中重光は、戦争時の記憶として、夜中に空襲警報が鳴り、叩き起こされ寝ぼけ眼で防空壕まで避難したことを覚えており、今でもサイレンの音を聞くと不安にかられます。

4歳10か月のときに、爆心地から約6キロ離れた疎開先で被爆しました。6キロ離れていても、空が真っ白に光り、爆発音と爆風が吹いてきて、家は全ての窓ガラスが割れ、ふすまや障子も吹き飛ぶなど、その威力は凄まじいものでした。

原爆による負傷者の介護を行った控訴人田中の母からは、被爆者

が収容されている室内の異臭、被爆者の身体にわいたウジ虫取りと体に刺さったガラス片を抜くという仕事、男か女かも分からぬほど顔が腫れて目も見えないような状態の人たち、うめき声がしなくなると亡くなっていることの連続だったという地獄のような情景を聞きました。

入市被爆をした父、母、兄、弟は、下痢が続いたり、肝臓や甲状腺を悪くしたり、傷が治りにくくなったりと放射線の影響と考えらえる健康被害を受けています。また、自身の健康不安、被爆三世である孫に実際に健康被害が出ており、原爆による放射線の影響という不安と恐怖に苛まれ続けています。

控訴人田中自身も、被爆から約2か月後に長崎市内に入り、全面焼け野原の町、長崎医科大学付属病院の焼けただれた病棟とくの字に折れ曲がった煙突、三菱製鋼所の工場の鉄骨が曲がりくねっていたという光景を実際に目撃しました。

控訴人田中は、このような体験をしたからこそ、二度と戦争をしない、被爆者を作らないとの思いから、被爆者の会を設立したり、海外や国内で被爆体験を語ったり、長崎原爆被災者協議会の評議員・理事・副会長・会長を務めるなど、平和のための活動を行ってきました。ところが、新安保法制法の制定により、憲法9条に反し日本が戦争ができる国に変わり、これまで行ってきたことと真逆のことが起きました、日本が戦争に向かっているという不安と恐怖の気持ちを感じています。新安保法制法の制定後、自衛隊の装備の変化、ミサイル攻撃を想定した避難訓練などから、政府が戦争することを想定していることを感じ取り、不安や恐怖の気持ちが増大しています。そして、日本が戦争をすることになった場合、今の自衛隊員の数では足りずに徴兵制が敷かれ、子どもや孫たちが兵隊に

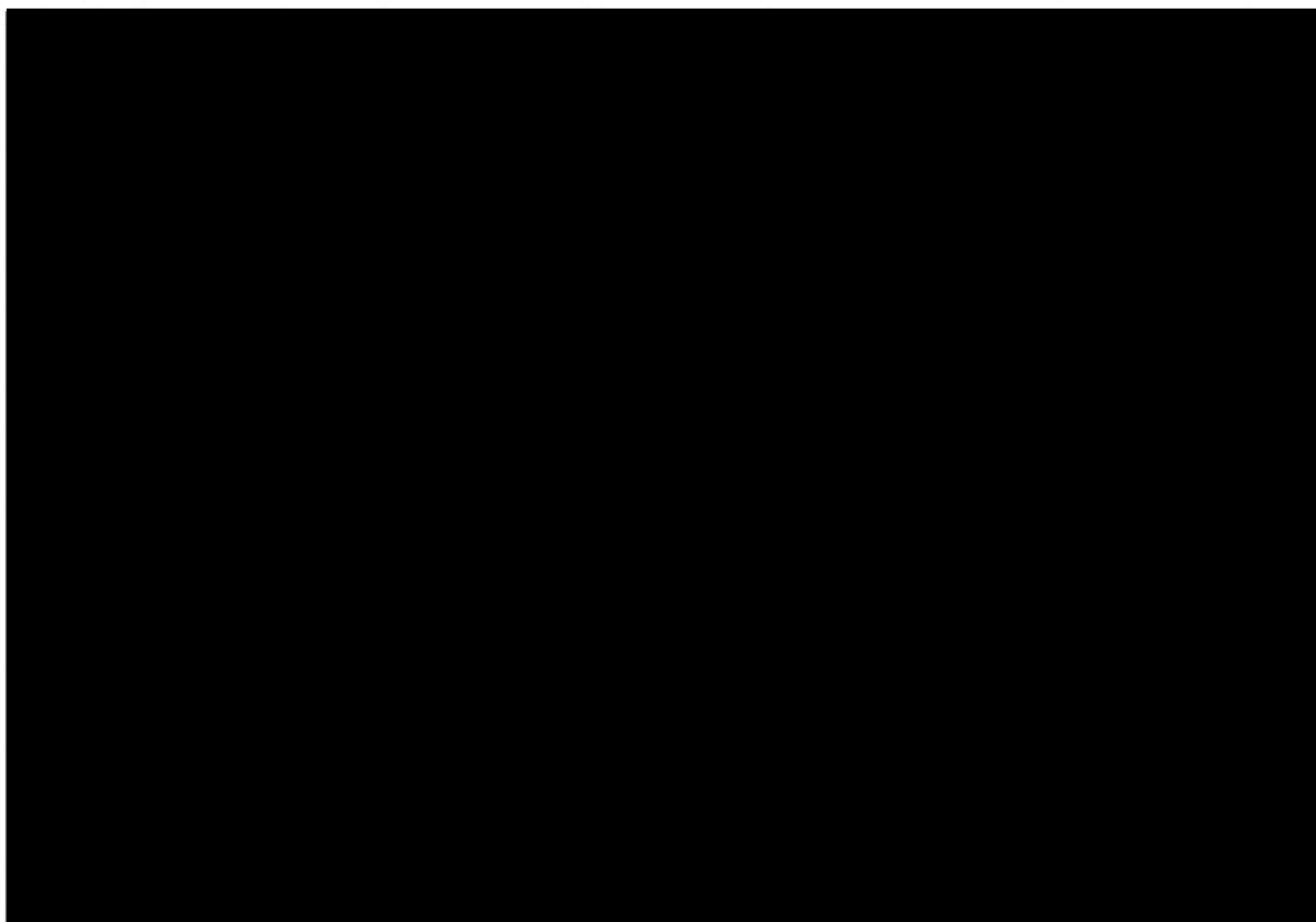
取られていくという不安や恐怖も感じています。

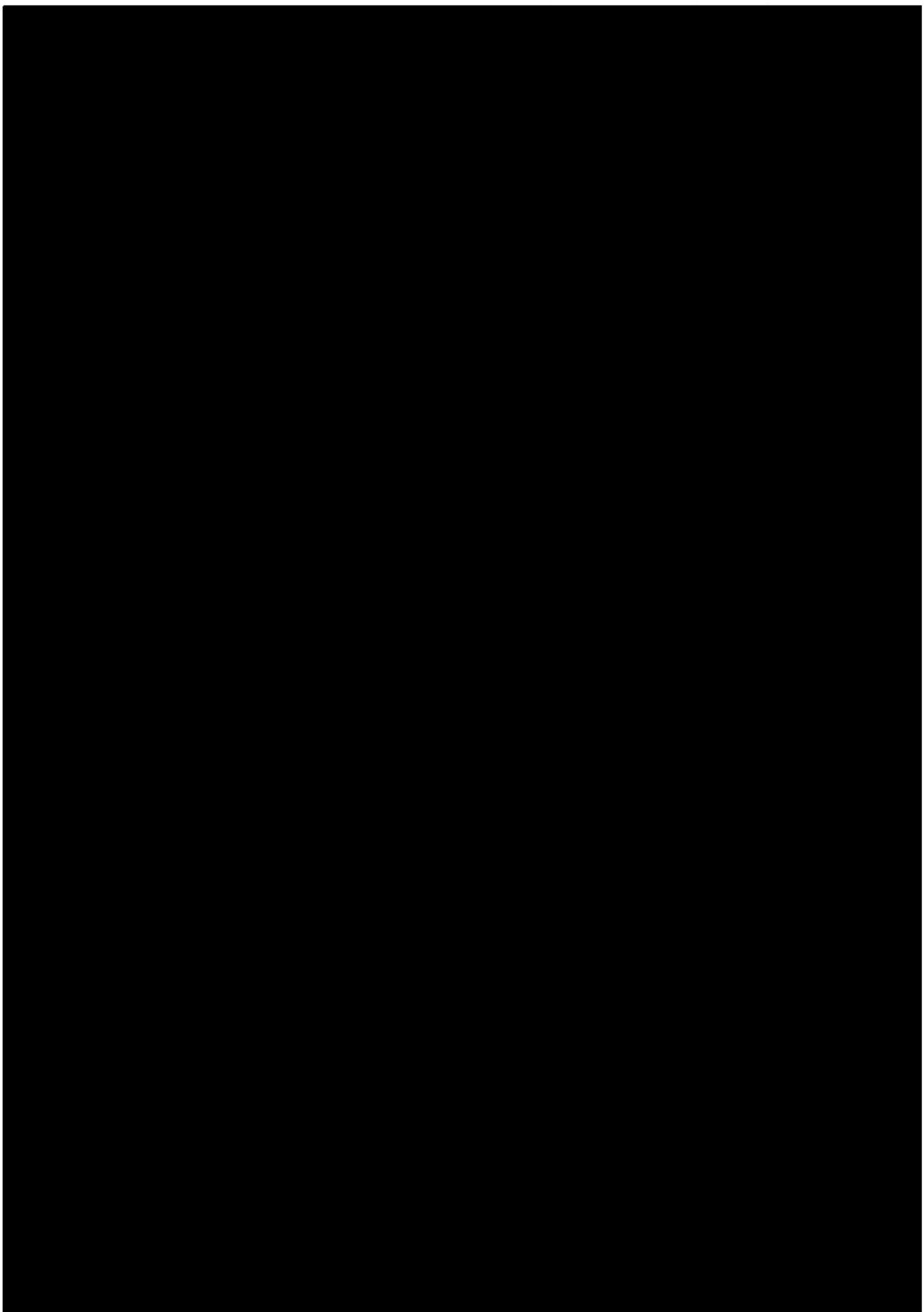
(以上、甲D 7 8、本人尋問)

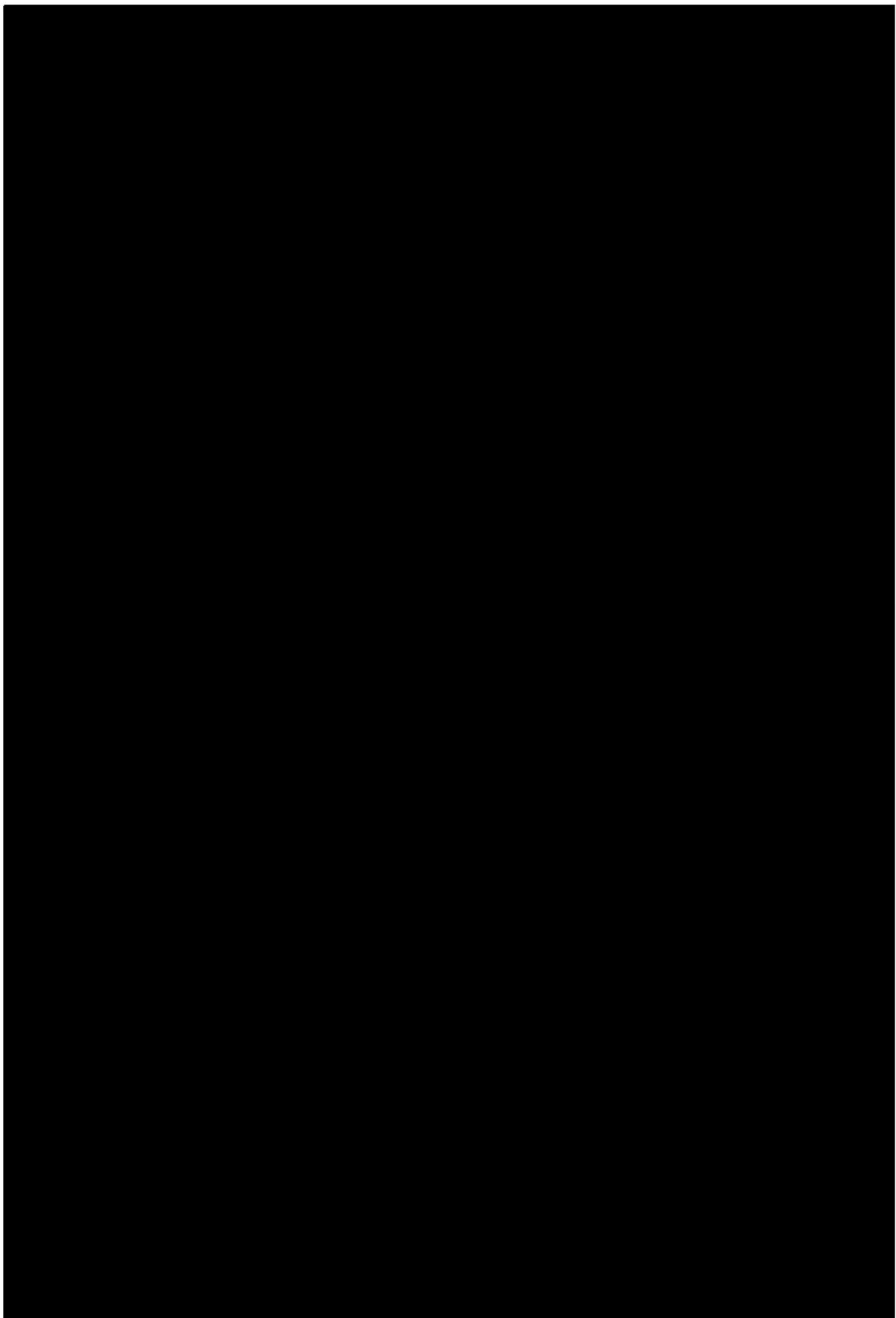
5 まとめ

このように、控訴人らの受けた権利侵害及びそれによる精神的苦痛は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」では決してありません。

新安保法制法の制定・施行による戦争への不安や恐怖、アイデンティティーの否定は、控訴人らの体験や人生経験と結びつくことで、明確で具体的なものとして控訴人らの心を深く傷つけています。







第10 違憲性の判断枠組みについて

1 はじめに

新安保法制法の制定行為が、控訴人らの「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」を侵害し、国家賠償法上違法となるかどうかは、職務行為基準説に立ったうえで、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係により判断すべきです。

そして、これまで繰り返し述べてきたとおり、新安保法制法の制定行為は、最高裁昭和60年11月21日がいうところの、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たるといえますので、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行為規範又は控訴人らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点においてその違法性は明白です。

この点、最高裁平成3年4月26日判決は、認定申請者としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、負担の気持ちを抱かされないという利益（内心の静穏な感情を害されない利益）を、最高裁平成17年7月14日判決は、著作者としての、著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益（著作者の思想伝達の利益）を、いずれも認めています。これらは、いずれも原審が判示する具体的権利性あるいは権利侵害を認めるかどうかの点では、疑義があるはずですが、国賠法上保護された法的利益の存在を正面から認めているのです。これらの裁判例に照らせば、国家賠償法上違法となるかどうかに関し、最高裁も、侵害行為の態様・程度を考慮していることは明らかです。さらに、長谷部恭男早稲田大学大学院教授（元東京大学教授）も、本件においては、積極的な司法判

断が求められるべきとの意見を述べておられ、その理由として、以下のとおり、①本件が、予防＝事前配慮原則にのっとって、国賠法1条1項における違法性を認定すべき場合であること、②憲法9条をめぐる不確実性の問題を挙げておられます（甲B131）。

2 予防＝事前配慮原則に基づく違法性の認定

長谷部教授は、以下のように述べておられます。

「国賠事件における判断として、法益侵害についての具体的危険の発生が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないとの判断基準は、通常の国賠事件を前提とする限り誤りとは言えず、過去の最高裁判例においても同様の判断基準が採用されているものと考えられる（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〔住基ネット訴訟〕等）。しかしながら、以下で述べる二つの事情から、この判断基準は、本件については適切とは言えない。」

そして、上記の理由として、本件の特殊性に着目して2点にわたって展開しています。

まず、第1の理由は、発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合には、具体的危険の発生を待つことなく、「予防＝事前配慮原則」によって、違法性の認定をすべきというものです。すなわち、「いったん集団的自衛権が実際に発動されあるいはその発動が切迫していることが客観的かつ具体的に予見される状況に立ち至れば、裁判を通じて国賠法上の違法性を認定することは、もはや遅きに失すこととなる。違憲性の明白な集団的自衛権行使およびそれに対する他国の対応により、控訴人らを含むきわめて多くの国民の生命・身体に対して回復困難で、かつ、計り知れない損害が加えられることが必至となる状況に立ち至るまで、裁判所が国の行為の違法性について判断を控えるべきだとすることは、司法

権の行使を放棄するに等しく、国民の裁判を受ける権利をないがしろにするものである。

国の一連の行為の出発点となる憲法解釈の変更に明白な違憲性が認められ、その結果、いったん政府が具体的な行為をとるならば控訴人らを含む多くの国民に膨大で甚大かつ不可逆的被害が発生する危険性がある場合には、こうした結果の発生を確実に予測し得ない場合であっても、予防＝事前配慮原則にのっとり、国賠法1条1項における違法性を認定すべき十分な理由がある。遺伝子工学や環境問題において、発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合と同様の状況である。」

つまり、通常の国賠事件と異なり、「具体的危険性の発生を確実の予測できる状況まで待っていたのでは、不可逆的な被害の発生を防止することが出来ない」という特殊な場合なので、公害・環境事件の差し止めの法理と同様の判断基準を適用することが不可欠である、ということです。

3 憲法9条をめぐる不確実性の問題

(1) 長谷部教授が述べておられる第2の理由は、本件行為により武力行使の発動基準全体が漠然性を帯びる状況になって、結果発生の予想が困難になった以上、そもそも具体的危険性の発生の有無にこだわる理由が失われているということです。

すなわち、「本件において通常の事案より積極的な司法判断が求められることは、前述したように(1.(1)), 平成26年における政府の解釈変更の結果として、政府がいかなる場合に武力を行使するかが、曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなったことからも根拠づけることができる。新たな解釈の下、いかなる場合に武力が行使されるかについて、当時の政府・与党の関係者の間でも見解が区々

に分かれたことは前述の通りであり、このため、政府による武力行使が客観的かつ具体的に予見される状況であるか否かを判断することは従前の解釈の下よりもはるかに困難となっている。結果発生の可能性に対して確率を割り当てることもなし得ない不確実性の状況に立ち至っていると言うことができる。自衛権発動の基準が曖昧化したために、控訴人らを含む国民の権利侵害に関する具体的危険性発生の判断自体が困難となっているわけである。本件各行為によつてもたらされた、憲法9条をめぐるこうした不確実性を考慮するならば、具体的危険性の発生の有無にこだわるべき理由はないと考えられる。武力行使の発動基準全体が漠然性の瑕疵を帯びるに至ったために結果発生が不確実となった場合には、予防＝事前配慮原則に即して、具体的危険性の発生を待つことなく、出発点となる発動基準の違憲性を正面から問題とし、平和安全法制のうち当該発動基準を取り込んでいる部分の違憲性を指摘することで、数多くの国民の生命・財産が深刻な危険にさらされるリスクを根源から除去し、政治権力の恣意的な運用を阻止するという最低限の意味での立憲主義を回復することが、司法に求められるのではなかろうか。」

(2) 長谷部教授の上記意見は、青井美帆学習院大学教授の意見と軌を一にしているといえます。

すなわち、青井教授は、「そもそも憲法9条は国民の自由と権利との関係で、どう位置付けられているかを考えるに、戦争や武力の行使は必ず誰かの自由や人権への侵害をもたらすこととなることに思いをいたす必要がある。日本国憲法は、実際に権利や自由の侵害が生じてしまっては遅いからこそ、侵害が生ずる一歩手前の段階で、そのような個別具体的な侵害が生じることを防ぐための手段だったのでなかつたのか。」、「手前で防止するという性質から、たとえて

言えば、「防火壁」のようなものである。そうである以上、日本国憲法9条に違反する国家行為がなされたからと言って、従来説かれていた意味での具体的な権利侵害事件として構成することが難しいのは当たり前である。」「ここで、もし「防火壁」を壊すような国家行為であっても、伝統的な意味での具体的な権利侵害が生じていないから裁判所で取り扱えないというのでは、「手遅れになってからでないと扱えない」といわんばかりであり、一歩手前で防いで自由を確保するという制度の趣旨が没却される。それは結局のところ、人権の保障という司法の果たすべき役割を放棄することにもなりかねない。」「日本の裁判所も、一見すると伝統的な意味では裁判所が対象とし得る「事件」が見出しがたい問題であっても、「法的保護に値する利益」を見出してきている」との意見を述べられています（甲B37）。

4 本件におけるあてはめ

（1）新安保法制法の明白な違憲性

これまで繰り返し述べてきたように、新安保法制法は明白に違憲です。

憲法9条1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされています。しかし、こうした憲法上の規定に反して、2014年7月1日閣議決定では、「憲法の下で許容される『武力行使』などという、「憲法の一義的な文言に違反」する判断がなされました。そして、こうした憲法違反の閣議決定の内容を具体化するものとして、2015年9月に「新安保法制法」が制定されました。

新安保法制法は日本が直接武力攻撃を受けているわけでもないの

に、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」などとの口実を設け、自衛隊の海外での武力行使を可能にする法制となっています。改正PKO法や国際平和支援法に至っては、日本（人）の平和と安全のためですらないのに、世界中での武力行使を認める法制となっています。このように、世界中での武力行使を可能にする「新安保法制法」は、「武力による威嚇」、「武力の行使」、「戦争」を一切禁止した憲法9条に反します。つまり、新安保法制法制定という立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというとき、容易に想定しがたいような例外的な場合」なのであり、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と憲法99条で規定されている「憲法尊重擁護義務」に違反して法律を成立させたものであり、これは明確な「職務上の法的義務違反」になります。

（2）新安保法制法の制定過程の違法性

新安保法制法の制定過程は、憲法尊重擁護義務を負う国会議員として、国民に誠実な態度で立法行為を行ったとは、到底いえないものでした。新安保法制法を成立させた国会審議の異常性、違法性は、明らかです。

これまで歴代政府は、日本は個別的自衛権を行使することはできるが、集団的自衛権は行使できないという立場を終始一貫してとつてきており、歴代の総理大臣も内閣法制局長官もその旨国会で明らかにし、政府答弁書等においても繰り返し表明されてきました。これは、まさしく憲法9条2項の交戦権否認、戦力不保持規定という一義的な文言によって、解釈上、集団的自衛権の行使は認められないとされてきたからに他なりません。今回の政府の集団的自衛権の行

使を容認する閣議決定や、新安保法制法案の提出、国会における採決の強行は、これに全く反したものでした。しかも、元最高裁長官をはじめとして歴代内閣法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの司法関係者のほとんどが、これら政府、国会の行為が違憲である、立憲主義に反すると反対していました。にもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の職務義務違反であるといわざるを得ません。これらは、内閣構成員である国務大臣の国会答弁などの行為にも該当します。

(3) 小括

以上から明らかなとおり、これまでの判例の判断枠組みを適用した場合、本件における立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たると言わざるを得ません。よって、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が、遵守すべき行為規範又は控訴人らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点において、その違法性は顕著であり明白というより他ありません。

第11 裁判所の役割—違憲判断の許容性と必要性—

1 はじめに

控訴人らの主張する各権利が、国賠法上保護された具体的な権利又は法的利益に当たることはすでに述べた通りですが、過去の判例等に照らすと、裁判所は、具体的権利利益の有無にかかわらず、その事件の重要性・社会的影響などを考慮して、『憲法判断を明示的に示す必

要性があると考えた場合』には憲法判断を示すことは可能です。本訴訟は、正に、その必要性が認められる事件であり、御庁においては、『具体的権利性がない』との理由付けにより違憲性の判断を回避することは、積み上げられてきた過去の裁判所の判断に背くことになるため許されません。

特に、憲法9条は、平和裏に生きるということについての利益・自由を守るために、侵害が起こる一歩手前のレベルで防火壁を作つておく、というのが一つの役割・制度趣旨としています。憲法9条のこのような性質に照らしても、上記のような判断が許されないことは明らかです。

本第11においては、青井未帆学習院大学教授の論稿等に基づいて、上記の内容を詳述した、令和4年4月20日付準備書面(35)及び、令和5年1月16日付準備書面(39)の内容について、以下、簡略に説明します。

2 司法権と憲法訴訟（付隨的違憲審査制）

原判決だけでなく、一連の安保法制違憲訴訟の多くの裁判所は、付隨的違憲審査制を理由として、憲法適合性についての判断を行うことは、結論を導き出すために必要ではない、との判示をしています。しかし、本件においては、具体的な権利侵害を伴う立法行為が問題となっているのであり、抽象的違憲審査を求めるものではありません。

また、一般論としてであれば、民主的な正当性の高い国会の判断に対して裁判所が自己抑制をするというのは、当然のことかもしれません、ブランダイス・ルール等の「憲法判断回避のルール」は、憲法判断に踏み込まずとも判断が可能であるならば、入らないほうがいい、という程度のルールです。規律力の高いルールではなく、個別事案での拘束力というのは強くありません。規律力の高くないルールであり、

『自己抑制』に過ぎない以上、ひとたび、裁判所が必要と考えるのであれば、その自己抑制を解いて憲法判断をすることは織り込み済みのルールであるといえます。

3 具体的権利侵害の要否

また、原判決や、一連の安保法制違憲訴訟において、裁判所は、具体的権利侵害が認められない限り、憲法適合性については判断すべきでないという判断をしています。しかし、一般論としてみても、我が国の最高裁判決を始めとして裁判例は、事件の判断に必要な限りしか憲法判断をしないという運用実態はありません。裁判所が、憲法判断が必要であると判断した場合に憲法判断をしてきているというのがこれまでの、判例かと思われます。

さらに、再婚禁止規定違憲判決¹（最大判平成27・12・16民集59巻8号2427頁以下「平成27年判決」といいます。）が明らかにしているのは、憲法判断に向き合うということが裁判所の裁量の範囲内であり、その結果として、違法性については退けつつも、憲法判断、違憲判断に踏み込むことだって裁判所の司法権の範囲内であるということです。裁判所は、本件訴訟において、憲法適合性に踏み込むべきかどうかという検討が必須であるといえます。

4 憲法9条の制度目的（防火壁としての役割）について

本事件で問題となる権利の性質について、憲法9条は統治に関する規定ではありますが、その前提となっているのが悲惨な戦争によって多くの人の命が奪われ、親をなくし子をなくしといったような苦しみ、そして、生き残った者も塗炭の苦しみをなめた、このようなことが二度とないように、ということを前文でうたったうえで、憲法9条があ

¹ 民法733条1項の規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分について、憲法14条1項及び24条2項に違反するとして争われた事件

ります。つまり、制度の目的、趣旨としては自由を守ることである、その自由を守るために侵害が起こる一歩手前のレベルで防火壁を作つておくというのが憲法9条の一つの役割といえます。自由が侵害される一歩手前でそれを守ろうとする性格ですので、原審が述べるよう~~に~~、具体的な権利侵害が生じていなければ憲法9条違反が問えない~~ので~~あれば、それは本末転倒になってしまいます。

5 立法行為を対象とする国賠訴訟における違憲判断の状況

国賠法でどのような立法行為についても憲法適合性を問うるとすれば、精神的損害を訴えることにより、ひいては全ての立法の違憲審査が可能となり、実質的に抽象的違憲審査を認めることになってしまふ虞があります。付随的審査制を前提にするなら、国賠訴訟という形式を用いて実質的に違憲確認訴訟を無限定に起こせるとすることは妥当とはいえないでしょう。しかし、平成27年判決等の立法行為違憲国賠訴訟における憲法判断の扱いに関する判例の展開は、国賠訴訟という訴訟形式を対象に、「裁判所が憲法判断に踏み込む要件」を定式化してきたものであり、実質的な違憲確認訴訟が、『立法措置』によってではなく、『司法判断』を通じて開発されてきたと評価できます。

上記平成27年判決に至るまでは、法令が違法である場合に違憲であるというような判断を示すのが一般的だったように観察されます。しかしながら、この平成27年判決の画期的なところは、再婚禁止規定のうち100日超過部分は違憲だけれども、国賠法上の違法との評価を受けるものではない、と判断した点です。

つまり、個別の違法性についての判断とは独立のものとして、憲法問題について正面から向き合う方法を裁判所自ら作ってきたものといえます。憲法判断を裁判所として示す、機が熟していると判断し、憲法判断が必要であるとの判断の下に、違憲判断に踏み込んだといえ

ます。

この平成27年判決の調査官解説（甲B142・761頁）においても、「あえて本件規定の憲法適合性について判断をしたことについては、国家賠償責任が否定される場合に前提問題として憲法判断を行うか回避するかについて、常に憲法適合性に関する判断が違法性の有無の判断に先行するものであるところ、合憲又は違憲の判断を明示的に示す必要性が当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した個々の事案ごとの裁判所の裁量に委ねられているという立場に立ったものと解されよう。」とされており、正に、最高裁も同じ見解に立っているものと理解できます。平成27年の大法廷判決と立法行為、立法不作為をめぐる国賠訴訟の到達点を考えるならば、本件において憲法判断に踏み込むことは当然に可能といえます。

以上の通り、裁判所が、客観的な法秩序の維持機能が司法過程を通じて実現するために憲法判断が必要であると認めた場合には、立法行為の憲法適合性判断を示すことは正当化されるのです。

6 憲法判断に踏み込むべき場合とその要件

憲法判断に踏み込むかどうかは挙げて裁判所の裁量に委ねられており、ルール化は今後に開かれている問題ですが、故芦部信喜教授は、憲法適合性判断に踏み込むべき場合の考慮要素として「①事件の重大性、②違憲状態の程度、③その及ぼす影響の範囲、④事件で問題とされている権利の性質、⑤憲法判断で解決すると法律解釈ないしそ他の理由で解決すると、その及ぼす影響がいかに違うかという判決の効果など、総合的に検討する」としています。この5つの要素にしたがって本訴訟を検討すると、やはり憲法判断をしなければならないことは明らかです。

①、②、③の判断については立法行為（安保法制）の違憲性等を説

明する本書面の他項において述べる通り、十分に①②③の要請を満たしています。

また、④についても上述した憲法9条という権利の性質（防火壁としての役割）からすると、自由が侵害される「おそれ」に十二分に敏感に、社会的政治的状況を横目で睨みつつ、侵害の危険が現実化することを防ぐべく、統治の仕組みを考察しなければなりません。本件は、まさにそのような「おそれ」が現実化しつつある状況にあります。そのため、先の芦部教授の要件④の要請も強く満たすといえます。

さらに、⑤について、もし裁判所が、本件のような、権力間のバランスが崩れる中での尋常ではない憲法破壊について、違憲判断を回避するならば、政治部門の暴走を追認する効果をもたらす危険性が高く、⑤の要請も極めて高いといえます。

2015年の新安保法制法制定は、日本国憲法9条の解釈として可能な範囲を超えており、安保関連法は一見極めて明白に、違憲無効であるというべきです。2015年の通常国会において、新安保法制法制定により「どういう国にしてゆくのか」という大きな展望について議論が深められないまま、強引な国会運営がなされて、新安保法制法が強行採決によって「成立」したという、「制定過程における瑕疵」を踏まえるなら、本訴訟における、裁判所が憲法秩序の維持に負う役割はなお一層大きいものといわざるを得ず、憲法判断に踏み込むことが強く要請されます。

第12 おわりに

1 安全保障の問題は憲法問題であること

(1) 安全保障の目的は戦争回避であること

安全保障の最大の目的は、戦争回避です。

政府は、中国や北朝鮮の脅威をあおり、「抑止力」「抑止力」と連呼しています。軍事的抑止力が向上すれば、戦争は起こらないと。

しかし、抑止力が破れることがあることは、半田証人尋問及び準備書面（40）で明らかにしたとおりです。

にもかかわらず、政府は、抑止力が破れたときの話をしません。抑止力が破れて戦争状態になることがあることは、湾岸戦争やロシアのウクライナ侵攻等歴史から明らかです。この場合、自衛隊のみならず一般国民・市民にも多大な犠牲が生じることもまた明らかです。ですが、政府から私たちに対し、抑止力が破れたら私たち一般国民・市民にどのような犠牲が生じるのかについて語られたことはありません。少なくとも私たちは知りません（準備書面（40），（41））。

（2）「存立危機で反撃力行使」が意味するもの－全面戦争の危険

2023年1月31日付の長崎新聞のトップ記事は、「存立危機で反撃力行使も」「首相 具体例は説明せず」でした（甲C54）＊2。

*2 岸田首相の発言は、台湾有事を念頭に置いているものと思われますが、日本は中台関係について微妙な立場を取っていることに留意する必要があります。

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（1972年9月29日）第3項は、「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」と述べています。日本政府は、台湾を中国とは別の独立した主権国家として承

日本には武力攻撃が発生していない存立危機事態においては、反撃力（ここでは「敵基地攻撃能力」ともいいます。）を行使するということは、すなわちアメリカという他国防衛のための集団的自衛権の行使に他なりません。集団的自衛権の行使は、他国間の国際紛争を解決するための武力の行使になり、日本から相手国（中国ないし北朝鮮）に対し、新たに武力行使をすることとなります。そして、その国との間で武力抗争事態を新たに発生させることになるのですから、憲法9条1項が禁止する「国際紛争を解決する手段」としての「武力の行使」となることは明らかです。そのような他国防衛のための軍事的実力は、日本の領土を守るために必要最小限の実力とはいえないことは明らかですから、憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」に他なりません。集団的自衛権の行使は、確立した憲法解釈、慣習法化した憲法解釈を持ち出すまでもなく、正面から憲法9条に反するのです。

しかも、日本が存立危機事態で反撃力を行使して敵基地攻撃を行うとすれば、その相手国との関係では国際法上違法な先制攻撃に当たります。さらに、反撃力は、敵基地より広く相手国の指揮系統への攻撃を加えることも目的としております。中国であれば北京、北朝鮮であれば平壌に対して攻撃を加えることになります。北京や平壌を攻撃すれば、全面戦争となるのは必至です。いずれも核保有国です。戦禍は、沖縄、長崎、九州に留まらず、日本全土に及びます。このように、相手国の領域を直接攻撃する「敵基地」等への攻撃は、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に直結するものであり、その結果は多大な国民の犠牲と広範な国土の

認しているわけではありません。

荒廃を伴って、再びこの国に戦争の惨禍をもたらすことになりかねません。抑止どころか破滅への途です。日本がアメリカの盾になってしまいます。ロシアのウクライナ侵攻を見れば分かるように、安全なところなどありません。この福岡高等裁判所も国家機関の一つです。攻撃対象としてミサイルが飛んでこないとは限りません。

(3) 本裁判の意味

新安保法制法によって認められた集団的自衛権の行使によって、日本がアメリカの国益のための戦争に巻き込まれていくのです（準備書面（40））。

戦争が一度始まってしまえば、終わらせることが難しいのは、ロシアのウクライナ侵攻を見ても明らかです。戦争が始まってしまってからでは遅いのです。そのような事態とならないように、私たちは、私たちの平和的生存権、人格権、憲法改正決定権を侵害する新安保法制法は違憲であるとして、この裁判をしているのです。

安全保障の問題は、単なる政策の問題ではなく、私たちの生活に直結する憲法問題なのです＊3。

*3 台湾有事については、①政府がアメリカからの参戦要求を断れば日米同盟は崩壊しますが、②政府がアメリカの参戦要求に応じれば、日本にミサイルが飛んできて日本国民・市民に多大な犠牲が出ることになります。政府としてはいずれも避けたい事態のはずです。戦争回避という安全保障の最大の目的からすれば、政府がすべきは、抑止力名目の軍拡ではなく、③台湾有事という戦争自体を回避する独自の取組みです（甲B152）。その際、戦争をしないという憲法9条が果たす「安心供与」の機能を活かすことが求められています。

なお、日本の最大の貿易相手国は中国です。2021年についていえば輸入及び輸出いずれも最大です。食品については、産地表示やラベルの裏を見てください。中国産がものすごく多いことが実感できます。日本の食糧自給率は38%です。中国との戦争は、人的物的被害以外にも、食卓から食糧がなくなり、また、輸出先を失った日本企業の倒産といった深刻な事態を招きます。

2 私たちがこの裁判で明らかにしてきたこと

私たちはこの裁判において、集団的自衛権の行使を容認した新安保法制法が違憲であることを明らかにしてきました。

そして、新安保法制法の制定によって、控訴人らに多大な精神的苦痛が生じたことも明らかにしました。

そのうえで、裁判所が、本件では憲法判断を回避すべきではなく、違憲立法審査権を行使すべきということも、最高裁判所の判例等に照らして明らかにしてきました。

(1) 集団的自衛権の行使を認めた新安保法制法が憲法9条に違反すること

ア 集団的自衛権の行使の違憲性

この点については、これまで何度も準備書面で主張してきたし、本準備書面でも「第2」で述べています。

ここでもう一度、憲法9条を確認します。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

まず、集団的自衛権の行使の本質は、他国防衛であり、「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」に当たりますから、憲法9条1項の条文に正面から反します。また、他国防衛が可能な自衛隊は、日本を防衛するための必要最小限度の実力とはいえず、保持を禁じている「戦力」に当たりますから、憲法9条2項にも反します。

次に、集団的自衛権の行使は憲法改正をしないことにはできないとする確立した政府解釈、慣習法化した憲法解釈にも反します。

裁判官の中には、「政府・国会が憲法自体変更したわけではなく、政府・国会の憲法解釈の変更に過ぎないので問題はない。最高裁の判例の変更ではないし。」と考えている方がいるかもしれません。

しかしながら、「集団的自衛権の行使が憲法 9 条に反し違憲であり、憲法改正しない限りできない。」ということは「政府」及び「国会」の共通の見解であり、日本の国家としては確立した憲法解釈となっていました。すなわち、「集団的自衛権行使は憲法 9 条に違反する。」との解釈は、1972 年以降ほぼ半世紀にわたり、政府が一貫して取ってきた立場であるだけでなく、国会もまた、防衛関係立法及び防衛予算の審議の度に確認した上で、これらを通過させてきた、という長い経過があるのであり、確立した憲法解釈なのです（甲 B 146）。規範化しているのです。規範化している以上は、最高裁の判断でないからといって、政府・国会の都合で自由に変更していいということにはなりません。昨日まで「ダメ」と言っていたこと、今日になって「できる。」と言われては、「これまでの議論（本件の場合には半世紀に渡る国会における議論）は何だったんだ。」となってしまいます。法的安定性は著しく損なわれます。

イ 憲法破壊状況の拡大－敵基地攻撃能力・反撃力の保有及び行使
このような憲法違反の状況は拡大しております。

新安保法制法成立後、自衛隊は日本の領域外で実戦を前提とした単独あるいは他国軍隊との共同訓練を行っています。米軍・自

衛隊の一体化が進んでいます。

極めつけが2022年12月の安全保障関連3文書への反撃力（敵基地攻撃能力）の保有の明記であり、これが先述した「存立危機で反撃力行使」につながっています。憲法9条から導かれる国是である「専守防衛」から「日本が自ら戦争をする国家に変わる」大きな変更であるにもかかわらず、国民的な議論もなく、閣議決定で決められています。

この基地攻撃能力・反撃力を備えた兵器（具体的には、「第4」で述べた島嶼防衛用高速滑空弾＝ICBM、JASSMやJRA SMといった長射程ミサイルを搭載したF35等の戦闘機＝長距離戦略爆撃機、F35Bを搭載することができる「いずも」「かが」の空母化＝攻撃型空母）は、その兵器の保有それ自体が、憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」に他なりません。

そして、敵基地攻撃能力・反撃力を行使するとなれば、それは「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」に他なりませんから、憲法9条1項に反します。

その契機が、存立危機事態です。日本が攻撃されていないにもかかわらず、敵基地攻撃能力・反撃力を行使することが意味するのは、政府の判断で積極的に戦争に突っ込んでいくということです。

これらの憲法破壊状況の拡大は、新安保法制法の内在的危険の現れなのです（本準備書面「第4」「第5」）。

次は、徴兵、そして核武装となりかねません。

このような憲法破壊の状況の始まりが、新安保法制法の制定なのです。まさに、蟻の一穴なのです。

(2)新安保法制法の制定によって生じた控訴人らに多大な精神的苦

痛

控訴人らが受けた多大な精神的苦痛は、新安保法制法の制定・施行による戦争への不安や恐怖、アイデンティティーの否定が、控訴人らの体験や人生体験と結びつくことで、明確で具体的なものとして控訴人らの心を深く傷つけています。漠然とした不安感などではありません。

新安保法制法の制定によって控訴人らに生じた多大な精神的苦痛についても私たちは、これまで提出した準備書面で明らかにしてきましたし、原審のみならず控訴審においても本人尋問を行い、その結果も含めて本準備書面でも「第9」で明らかにしました。

そして、それを法的に構成すれば、本準備書面「第6」から「第8」で述べたように、平和的生存権の侵害、人格権の侵害、そして憲法改正決定権の侵害となります。新安保法制法制定の結果、憲法上の権利の侵害が生じているのです。

この点、新安保法制法が違憲であるとして提訴された国賠訴訟事件の各地の判決を見る限り、原告・控訴人が受けた精神的苦痛については「受忍せよ」という判決が多くあります。多くの裁判官は、受忍限度論を探るようです。

しかしながら、憲法は最高法規であり、法律よりも憲法の方が上位の規範であることはいうまでもありません。新安保法制法による憲法上の権利の侵害を受忍すべきいわれはありません。

(3) 憲法判断を行うべきこと

本件で、憲法判断を行うべきことや裁判所の役割については、これまでの準備書面、そして今回の準備書面でも明らかにしています（「第10」、「第11」）。

新安保法制法の制定行為が、控訴人らの「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」を侵害し、国家賠償法上違法となるかどうかは、職務行為基準説に立ったうえで、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係により判断すべきです。この判断手法は、過去の最高裁判決にも沿うものです（最高裁昭和61年1月21日判決、最高裁平成5年3月11日判決、最高裁平成9年9月9日判決、最高裁平成17年9月14日判決、平成27年12月26日判決）。

また、裁判所は、憲法判断を回避してはなりません。新安保法制法が憲法に違反するかが、まさに争点になっているからです。最高裁は、憲法判断が必要と考えた事案については、国家賠償責任が否定される場合でも、憲法判断を行っております（再婚禁止規定違憲判決：平成27年12月16日判決、夫婦同姓規定合憲判決：平成27年平成27年12月16日判決）。

仮に、裁判所が、控訴人らに具体的権利侵害が生じていないと考えたとしても（私たちは控訴人らに既に具体的権利侵害が生じていると考えておりますが）、新安保法制法のように憲法違反であることが一見して明白である場合には、そして、権利侵害が発生する一步手前のレベルで防火壁を作つておくという憲法9条の役割、また現時点では発生が不確実だとしても、戦争のように一度起きてしまうと大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクがあるときには、裁判所は、新安保法制法が違憲であると判断すべきです。

3 おわりに

以上のように、私たちは、「新安保法制法が憲法に反する。」と判断するに必要な材料は全て提供しました。

全ての間違いの始まりは、新安保法制法の制定です。

福岡高等裁判所の判断は、この国のあり方、特に立憲主義、法の支配、平和主義が堅持されるか否か、国民・市民が安心してこの国で暮らしていくか否かといったことを大きく左右することになります。

裁判所の賢明な判断に期待します。

以上